

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

中央銀行の財務報告の目的・意義と 会計処理をめぐる論点

ふるいち みねこ · もり たけし
古市 峰子 · 森 耕

Discussion Paper No. 2005-J-3

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

中央銀行の財務報告の目的・意義と会計処理をめぐる論点

ふるいち みねこ * · もり たけし **
古市峰子 * · 森 賀 **

要 旨

本稿は、中央銀行の財務報告を、国民とりわけ市場参加者に対する情報提供ツールの1つとして捉え、こうした観点からの論点整理を企図したものである。

具体的には、物価の安定および金融システムの安定といった公的な使命を主に資産の売買を通じて達成するという中央銀行の特徴、および、主要中央銀行の財務報告の実際に照らした検討を行う。その結果として、中央銀行の財務報告の目的・意義については、従来から重要視されている公的資源の適切な管理・運用にかかる評価という視点に加え、国民、特に市場参加者に対して、政策の事後的検証および将来の遂行可能な範囲の予見に資する情報を提供するという視点が重要であるとし、こうした観点からは、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分計算書および予算・決算書の作成が有用であることを述べる。最後に、個別の会計処理にかかる1つのケース・スタディとして、金融調節の結果あるいはその遂行のために保有する有価証券の評価方法について検討する。

キーワード：中央銀行、財務報告、非営利法人会計、アカウンタビリティ、透明性

JEL classification: M41

* 日本銀行金融研究所主査 (E-mail: mineko.furuichi@boj.or.jp)

** 日本銀行金融研究所企画役補佐 (E-mail: takeshi.mori@boj.or.jp)

本稿は2005年3月2日に日本銀行金融研究所が開催したワークショップ「中央銀行の財務報告のあり方」における報告論文として、金融研究所の古市峰子・森毅が共同で作成したものである。参考資料は、金融研究所の宇井理人および佐藤真穂（現 調査統計局）が作成した。ただし、本稿で示されている意見およびあり得べき誤りはすべて筆者らに属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。なお、公表に当たり、若干の加筆・修正を行った。

- 目 次 -

1 . はじめに	1
2 . 中央銀行の使命・役割と業務の特徴	3
3 . 中央銀行の財務報告の目的・意義	4
(1) 政策の事後的検証および将来遂行可能な範囲の予見に資する情報の提供	4
イ . 金融調節の自由度（実行可能性）に関する情報	6
(イ) 保有資産の健全性および財務基盤の頑強性に関する情報	7
(ロ) 保有資産の流動性に関する情報	11
(ハ) 保有資産の民間の経済活動に対する中立性に関する情報	11
ロ . 金融システムの安定性確保に資する政策の自由度に関する情報	12
ハ . 政策が実質的な財政政策や課税につながらないことの評価に資する情報	13
(2) 保有資産や通貨発行益の管理・運用に関する情報の提供	14
イ . 必要とされる政策・業務の経済性、効率性、有効性に関する情報	14
ロ . 当期剰余金の配分に関する情報	15
(3) 小括	16
4 . 具体的な財務報告の内容	17
(1) 貸借対照表	18
(2) 損益計算書	19
(3) 剰余金処分計算書	23
(4) 予算・決算書	23
5 . 有価証券の会計処理	24
6 . おわりに	27
補論：中央銀行の貸借対照表の負債および資本勘定について	29
【参考文献】	35
(参考資料 1) 主要中央銀行の経理制度の概要	40
(参考資料 2) 主要中央銀行の経理制度（比較表）	58

1.はじめに

公的部門に対する業務・組織運営の適正化・効率化や政策にかかるアカウンタビリティの向上といった要請は、近年、世界的に一段と高まっている。中央銀行については、一定の独立性が与えられていることが多いが、その場合にも民主主義の仕組みの中で独立性が与えられる以上、国民に対して、自らの行動について十分に説明をすることが求められると考えられている¹。こうした要請に応えるツールとしてはさまざまなものが考えられるが、財務報告もその1つとして捉えることができよう。特に、中央銀行については、2節で詳述するように、その主要な機能の1つである金融政策の運営が、中央銀行のバランス・シート操作（保有資産・負債の増減）によって行われるといった特徴がある。したがって、金融政策の市場への望ましいインパクトを念頭に置いた場合に、中央銀行のバランス・シート操作に関する理念や実際の行為についての情報を国民、とりわけ市場参加者に対して提供することが重要と考えられる。こうした情報を財務報告を通じて提供することが可能か、あるいは適当かといった観点から、中央銀行の財務報告や会計処理のあり方を検討することは有益であろう。

本稿は、こうした問題意識から、中央銀行の財務報告および会計処理のあり方を考えるうえでの視点を整理・検討することを目的とするものである。より具体的には、中央銀行の財務報告に求められるものは何か（財務報告の目的・意義）、こうした財務報告の目的・意義を達成するうえで有用な情報は何か、

それらの情報は、中央銀行の財務報告においてどのようなかたちで提供され得るか、あるいは提供されるのが望ましいか、以上の考え方を前提とすると、中央銀行の個別の会計処理方法としてはどのような結論が導き出され得るかという点について、整理・検討する。

こうした整理・検討を行うに当たって、各々の国の公会計や企業会計の考え方、あるいは国際会計基準を参考にすることは重要かつ有益であろう。もっとも、本稿では、一定の公会計基準あるいは企業会計基準の中央銀行への適用可能性やそれらと中央銀行が採用すべき会計基準との異同を検討するといったアプローチは、基本的には採らない。というのは、中央銀行は、2節でみるように、公的使命を、主に資産の売買といった私的手段を通じて達成するというその性格から、その会計基準は公会計および企業会計の両方の側面を併せ持つ必要があると考えられ、公会計と企業会計のいずれかに割り切るのは難しいと考えられるからである。

¹ 例えば山口[2002]、日本銀行金融研究所編[2004]p.14、Hetzel[1997]p.59、Meyer[2000]pp.7-8を参照。

また、財務報告の目的・意義にかかる基本的な考え方をみると、今日における国際的な大きな流れとしては、企業会計および公会計のいずれも、出捐された経済的資源の管理・運用に関する経営者責任の履行状況を明らかにすること（業績評価指標の提供） 財務報告利用者の合理的意思決定に有用な情報を提供すること（意思決定に有用な情報の提供）という2つの観点から捉えている点で大枠において共通していると考えられる²。それにもかかわらず、公会計と企業会計が依然として区別されて論じられているのは、それぞれが対象とする報告主体の使命・役割や業務が相違するために、財務報告利用者が、どのような情報に基づいて報告主体の業務の成果を評価し、それに基づいてどのような意思決定を行うのか、すなわち、財務報告の目的・意義を達成するうえで有用とされる情報の具体的な内容が両者で異なると考えられるからである。かかる点は、企業会計の典型的な適用対象とされる株式会社と公会計の典型的な適用対象とされる政府機関のケースを比較すれば、明らかであろう。とすれば、中央銀行の財務報告や会計処理のあり方を検討するに当たっても、その国における中央銀行の使命・役割や業務の特徴に着目し、それに適う財務報告や会計処理のあり方を考えていくほうが有益かつ必要であると考えられる。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず2節で、中央銀行の財務報告の目的・意義について検討する前提として、中央銀行の使命・役割および業務の特徴について概観する。そのうえで3節として、中央銀行の財務報告の目的・意義について、かかる目的・意義を達成するために有用と考えられる情報は何かという点を含めて、検討する。次いで4節では、こうした情報の具体的な提供方法（財務諸表体系）について、みしていく。さらに5節として、以上の考え方を前提とすると、中央銀行の個別の会計処理方法としてはどのような結論が導き出され得るかという点について、有価証券を題材に検討を加える。個別問題として有価証券の会計処理を取り上げるのは、保有資産に占める有価証券の割合が高い中央銀行が多くみられることを踏まえると、有価証券の会計処理方法が中央銀行の財務報告に与える影響が大きいと考えられるためである。最後に、6節で本稿を締め括る。また、補論として、中央銀行のバランス・シートにおける負債および資本勘定の特徴について簡単に概観する。論文の末尾に参考資料として、主要中央銀行の経理制度の概要を整理したものを添付し、簡単な比較表を掲げる。

² 例えば、FASB[1978]、IASB[1989]、GASB[1987]、FASAB[1993]、日本公認会計士協会[2002、2003]、財政制度等審議会[2003]、企業会計基準委員会[2004]等。

2 . 中央銀行の使命・役割と業務の特徴

中央銀行の使命・役割と業務は、各国で必ずしも一様でなく、それらの特徴点についても、さまざまな視点から捉えることが可能と思われる。本稿では、その中でも特に、一般の民間営利企業、非営利法人および政府機関のいずれとも異なる中央銀行独自の特徴点は何か、および財務報告のあり方に影響を与える可能性のある特徴点は何か、といった2つの視点から、みていくことしたい。

こうした2つの視点から、各国の中央銀行の使命・役割と業務の特徴についてみた場合、大まかには以下のような共通点を指摘することが可能と考えられる。

第1に、中央銀行は、物価の安定および金融システムの安定といった公的使命を、主に資産の売買といった私的な手段を通じて達成する。すなわち、例えば物価の安定という使命を遂行するための政策（以下「金融政策」という）に関しては、通貨・金融の調節（以下「金融調節」という）を通じて行われるが、かかる金融調節は、中央銀行の最高意思決定機関（日本銀行でいえば政策委員会）が決定する基本方針（市場金利の誘導目標や資金供給態度等およびオペレーション対象資産の種類・条件等）に従い、手形や債券を売買すること等（いわゆる公開市場操作）によって、市場の資金を吸收・供給することを通じて行われる。また、金融システムの安定という使命を遂行するための政策に関しても、例えば、日本の場合、金融機関が何らかの事情により一時的な流動性不足に陥った場合に行う資金供給は、対象金融機関への貸出を通じて行われる³。

第2に、中央銀行の場合、上述のような資産の売買等は、銀行券の発行権を裏づけとした銀行券ないし中央銀行当座預金の供給を見合いとして行われる。すなわち、中央銀行には、通常、法規定に基づいて銀行券の発行が認められており、かかる銀行券には、法貨として無制限に通用する効力（強制通用力）が認められている⁴。中央銀行は、こうした権限に基づき無利子の負債を発行し、それと引換えに金融資産を取得することを通じて、上述のような金融調節等を行っている。さらに、中央銀行の主な運営資金は、こうした無利子の負債の発

³ 以上のような中央銀行における政策・業務につき分かりやすく説明したものとして、主に日本銀行の場合についてであるが、例えば、塩野監修[2001]、須田[2002]、日本銀行企画室[2004b]、日本銀行金融研究所編[2004]等を参照。

⁴ 例えば、日本銀行法46条参照。なお、中央銀行が物価安定のための金融政策や金融システム安定のための最後の貸し手という役割を担っているのは、中央銀行が支払完了性のある銀行券を（独占的に）供給していることに由来するとされている（日本銀行金融研究所編[2004]p.10 参照）。

行と引換えに保有する金融資産から生じる利子収入等⁵（以下「通貨発行益」という）によって賄われている。

3. 中央銀行の財務報告の目的・意義

以上のような中央銀行の特徴を踏まえると、その財務報告の主な目的・意義としては、次のように考えられよう。

第1に、「公的な使命を主に資産の売買を通じて達成する」という特徴から、国民、特に市場参加者に対して、「中央銀行の政策の事後的検証および将来遂行可能な範囲の予見を行ううえで有用な情報を提供すること」が中央銀行の財務報告の目的・意義の1つとして考えられる。

第2に、「銀行券の発行権を裏づけにしていること」という特徴から、国民に対して、「保有資産や通貨発行益の適切な管理・運用がなされているかを評価するうえで有用な情報を提供すること」という点が考えられる。

以下、本論では、それぞれの論点について、必要に応じて主要中央銀行の財務報告等に言及しながら、やや詳細にみていくこととする。言及されている主要中央銀行の実際の財務報告およびその前提となる経理制度の詳細については、本稿に添付した参考資料「主要中央銀行の経理制度の概要」を参照されたい。

（1）政策の事後的検証および将来遂行可能な範囲の予見に資する情報の提供

「公的な使命を主に資産の売買を通じて達成する」という特徴から、中央銀行の現時点での財務状態は、過去における政策の結果が集約されている⁶と同時に、その延長線上で予測される将来の政策の遂行可能な範囲を反映していると考えられる。

具体的にみると、金融政策を遂行するうえで市場への資金供給のために国債

⁵ 金融制度調査会[1997]における定義。より具体的には、銀行券の発行に見合う金融資産から得られる運用益を通貨発行益と捉える考え方、銀行券のほか中央銀行当座預金債務も中央銀行の発行する通貨とみることができるとして、これらに見合う金融資産から得られる運用益を通貨発行益と捉える考え方、これらの運用益から、銀行券の製造・流通に関する費用や中央銀行当座預金債務の発生・管理に関する費用を差引いたものを通貨発行益と捉える考え方等があるとされている（中央銀行と通貨の発行を巡る法制度についての研究会[2004]p.46）。

⁶ 例えば、日本銀行企画室[2004b]p.73では、「日本銀行のバランス・シートには、日本銀行の政策や業務の結果が集約的に反映される。このため、日本銀行のバランス・シートの変動を理解することは、日本銀行の行うさまざまな政策や業務を理解するうえでも有用である」と述べられている。

の買切り形式のオペを実施した場合、中央銀行の保有資産のうち、国債が増加するとともに、当該国債の買入代金を中央銀行が保有するオペ対象先の当座預金に入金することによって、当該当座預金残高（中央銀行にとっては負債）が増加する。逆に、市場からの資金吸収を目的として国債の売切り形式のオペを実施した場合には、中央銀行の保有資産のうち国債残高が減少するとともに、中央銀行の負債のうち、オペ対象先の当座預金残高が当該国債の買入れ代金の分だけ減少することになる。また、金融システムの安定性確保に資する政策の1つとして、一時的な資金不足に陥った金融機関に対して貸付が実施された場合、中央銀行の保有資産のうち、貸出金が増加するとともに、保有負債のうち、当該金融機関の当座預金残高が増加する。さらに、中央銀行のバランス・シートは、こうした政策の実施によって変動するほか、銀行等との当座預金取引や

政府との取引によっても変動する。としては、当座預金取引の取引先金融機関の顧客（企業や個人等）が、当該金融機関において、預金の引出しや預入れを行った場合等になされる銀行券の受扱いや国庫金の受扱い等を反映して、中央銀行の発行銀行券勘定、当座預金勘定、政府預金勘定が増減する。また、としては、日本銀行の場合、政府預金の取扱い、政府短期証券（FB）の引受けと償還、国債整理基金および財政融資資金との取引、保有国債借換えのための引受け等があり、こうした取引によって、国債勘定や政府預金勘定等の増減が生じる⁷。このように、中央銀行のバランス・シートは、金融環境の変化や政府の資金繰りを反映すると同時に、金融政策そのものが、中央銀行が意図的に保有資産・負債を増減させることを通じて行われることを反映しており、それゆえに中央銀行が将来遂行することができる政策を判断する材料を提供することになる、という特殊性を有している。

こうした中央銀行の政策についての予測可能性は、特に最近では、中央銀行の独立性に伴うアカウンタビリティという観点からのみならず、金融政策の有効性を向上させるうえでも透明性の確保が重要との認識が高まっている。例えば、Poole[2003]は、透明性を「市場参加者が金融政策について可能な限り完全な見方を形成するうえで必要なあらゆる情報を含んだ、正確な情報を正確に伝えること」と定義したうえで、「中央銀行の透明性は、市場参加者が中央銀行の行動について的確な期待を形成させるために必要である」としている⁸。また、

⁷ 以上の点を含め、日本銀行の金融調節、当座預金取引、政府との取引の内容およびそれらによる財務状態への影響の詳細については、日本銀行金融研究所編[2004]、日本銀行企画室[2004a, b]等を参照。

⁸ もっとも、Poole[2003]は、将来の金融政策そのものについては、予測し得ない情報に依存するため不確実性を排除することができないことから、中央銀行が最小限行うべきコミュニケーションの課題は、中央銀行が何をしているかをより詳細かつ正確に説明していくことであり、こ

山口[2002]は、金融政策が効果を発揮するうえで資産価格の果たす役割は一段と重要性を増しているとしたうえで、 そうした資産価格の大きな特性は将来の予想によって価格が変動することであること、 中央銀行は資産価格を操作 (manipulate) することはできないが、中央銀行の発信する情報が資産価格の変動要因の 1 つになるということを考えると、透明性の向上を図り、中央銀行の政策意図が正確に伝わるようにすることは極めて重要である、としている⁹。

このように、中央銀行にとって政策にかかる透明性を向上させることが重要とされる一方で、中央銀行の財務状態は、その金融政策の結果や将来的な遂行可能性を反映していると考えられることを踏まえると、中央銀行については、国民、特に市場参加者に対して、過去の政策にかかる事後的な検証や将来の政策がとり得る範囲についての予見を可能とするような情報を提供することが、財務報告の目的・意義の 1 つとして捉えられるとの見方が可能であろう。

むろん、1 節の冒頭でも触れたとおり、公的主体の業務・組織運営の適正化・効率化、政策にかかるアカウンタビリティや透明性の向上を図るためのツールとしてはさまざまなものが考えられ、財務報告はこうしたツールの 1 つにすぎず、それのみによってすべての情報を提供し得るわけではないことは、言うまでもない。実際、各国の中央銀行は、財務報告のほかにさまざまなツールを利用して、政策・業務にかかるアカウンタビリティや透明性の向上に努めている。

本稿は、これらの点を念頭において、公的使命を達成するための政策の妥当性の事後的検証や将来遂行可能な範囲の予見可能性を高め、政策・業務にかかるアカウンタビリティや透明性の向上等に資する情報の提供方法の 1 つとして中央銀行の財務報告を位置づけようとするものである。こうした観点からは、中央銀行の財務報告において、以下のような情報提供が求められると考えられる。

イ . 金融調節の自由度（実行可能性）に関する情報

中央銀行の金融政策は、主として保有資産の操作（バランス・シート操作）

9 これは結局、新たな情報が政策行動にどのようにフィードバックされるかを説明することであるとしている。なお、中央銀行の政策にかかる透明性確保の必要性については、このほか、例えば山口[2002]、IMF[2000]、Blinder[2004]、Poole[2004]等を参照。

9 同趣旨のものとして、Poole[2004]参照。なお、山口[2002]では、こうした金融政策の透明性向上の側面には、「中央銀行が「金融政策の目標として何を目指しているのか」、中央銀行が「金融経済の現状と先行きに関してどのような情勢判断をしているのか」、こうした目標と情勢判断を踏まえて、中央銀行が「どのような政策対応をとるのか」という点がある」とされている。

によって行われることを考えると、中央銀行の政策にかかる事後的検証および将来遂行可能な範囲の予見を行うに当たっては、第 1 に、過去の政策遂行の結果として現在保有する資産を基に、今後、金融政策（金融調節）を支障なく行えるかどうか（どの程度の自由度があるのか）という点が問題（重要）となる。そのためには、例えば、保有資産の健全性や財務基盤の頑強性がどの程度必要か、保有資産の流動性は十分であるか、保有資産は中立的か、といった点に関する情報が有用と考えられる。以下、それについて、やや詳しくみていく。

（イ）保有資産の健全性および財務基盤の頑強性に関する情報

中央銀行が金融調節を支障なく行ううえでは、保有資産が健全であること（すなわち信用リスクが小さいこと）および財務基盤が頑強であることが必要かどうか、というのは重要な論点である。保有資産の健全性および財務基盤の頑強性を重視する立場からは、中央銀行は、公的使命を達成するために、あるいは行政機能の肩代わりとして行う準財政的活動(*quasi-fiscal activities*)のために、債務超過あるいは支払不能に陥ることは十分に考えられるため、問題となるとの指摘がある¹⁰。準財政的活動について、例えば Robinson and Stella[1993]では、「本来は政府が行うべき業務を中央銀行が肩代わりして行う業務をいう」とされており、大まかにみて金融政策の目的遂行のために行われると考えられる伝統的な中央銀行業務（「純粋な金融活動（*purely monetary activities*）」）と区別して論じられている。かかる準財政的活動には、政府・民間部門の外貨調達や為替変動リスクの補助金的な肩代わり、金融危機の処理費用の部分的な負担、中央銀行保有の国債に対する利払いの免除、特定の産業分野や政府への補助金的な低利融資等が含まれるとされている¹¹。さらに、同論文によれば、

¹⁰ 例えば植田[2003]は、中央銀行が債務超過に陥る典型例として、金融危機処理費用の一部を中央銀行が負担したこと、自国通貨高により外貨準備に評価損が発生したり、為替取引に関する産業政策に中央銀行が協力させられる過程で外貨建て債務を増やした後、自国通貨安に見舞われたこと、中央銀行保有の国債に政府が利払いを実施しなかったこと、が考えられるとしている。さらに、翁[1999a] p.141 は、旧日本銀行法の付則にあった政府の損失補填条項が現行法では削除されたことを指摘し、「現行日本銀行法のもとで、日本銀行は政府から財務的に独立しており、金融政策による国債買いオペは政策委員会の主体的判断によってなされるから、結果として収益は国庫に納付するものの、損失は日本銀行の自己責任で処理される必要がある」としている。加えて翁[1999b]p.263 は、現にフィリピン中央銀行（Central Bank of Philippines）は 1993 年に為替差損などによる財務状況の悪化から業務運営が困難となつたために新たな中央銀行（Bangko Sentral ng Philipinas）が設立された例に触れつつ、政府と中央銀行を統合して考える「統合政府」の仮定が、分析目的によっては妥当しない場合があることを指摘している。

¹¹ 準財政的活動の具体的な内容については、Robinson and Stella[1993]のほか、例えば Mackenzie

中央銀行の金融活動自体についても、(i)民間企業により代替可能な銀行業務と、(ii)明らかに金融政策に関連する業務の2つに区分可能とされている。もっとも、同論文自身も認めているように、金融活動と準財政的活動（さらには、金融活動における(i)と(ii)の業務）を明確に区分することは容易でないことが多い。その例として、中央銀行による手形の再割引が挙げられており、かかる業務は、通常は金融活動と考えられるが、支援的な金利で行われている場合には、準財政的活動の要素があるといえるとされている。

中央銀行の保有資産の健全性および財務基盤の頑強性を重視する立場では、中央銀行が債務超過あるいは支払不能に陥った場合、中央銀行については企業と同様の意味で債務超過を問題視することは適当でないとしても、中央銀行の財務基盤が脆弱であると政策遂行能力を著しく阻害することになりかねないと考える¹²。例えば植田[2003]は、「債務超過を自らのオペレーションで克服しようとすれば、多額の通貨発行益を稼ぐ必要があり、その為には高率の貨幣供給、インフレーションが必要になる。あるいは、債務超過を埋めるための財政措置が議論されたり、発動される場合には、その規模、タイミング、是非等について財政当局等の裁量権や介入余地が強まり、物価安定とは必ずしも整合的でない政策目標が中央銀行行動を縛る可能性がある」とする。この点に關し、植田[2003]では、ベネズエラ中央銀行、ジャマイカ銀行、旧フィリピン中央銀行等の過去のケースが紹介されている¹³。加えて、中央銀行の財務内容が脆弱であるという認識が浸透すれば、中央銀行としての信認あるいは権威が損われ、政策手段として道徳的勧告（moral suasion）を行うことが困難になると

and Stella[1996]を参照。

¹² 例えば、福井[2003]、日本銀行企画室[2004b]、Pringle[2003a, b]、Stella[1997, 2002]、Bindseil, Manzanares and Weller[2004]等。また、植田[2003]は、中央銀行の脆弱なバランス・シートが高水準のインフレにつながったとされる各国の経験を振り返り、「中央銀行にとって、健全なバランス・シートを保つことは、一般論としては、その責務を全うするための必要条件でも十分条件でもないが、必要条件に近いような状況もしばしば存在したというような評価ができるようか」との見方を示している。

¹³ これに対して、チリ中央銀行のケースのように、中央銀行の債務超過が高水準のインフレにつながらなかったケースもあるとされている。もっとも、Stella[2002]pp.9-10によれば、このチリのケースは、金融・財政政策を一体としてみれば過度の拡張的な政策運営になっていたことに加え、潤沢な外貨準備が海外投資家からの通貨に対する信認の低下を防いでいたという極めて特殊なものであり、中央銀行の財務の脆弱性が金融政策の質の低下につながるという一般的な法則の重大な例外であると解されている。

このような点を踏まえ、中央銀行において債務超過とは、インフレの加速あるいは経済成長の抑制によってしか債務の元利返済が続けられなくなった場合と定義するのが妥当との見方がある（例えば Vaez-Zadeh[1991]参照）。もっとも、こうした考え方によれば、逆に、会計上の損失が発生していない場合であっても、中央銀行のバランス・シートに問題がないとはいえない場合もあり得るということにもなる（鎮目[2001]p.245 参照）。

の見方もある¹⁴。

これに対して、中央銀行については、債務超過であっても銀行券を発行することは可能であること¹⁵、仮に中央銀行が債務超過に陥ることにより、その政策遂行に支障を来すおそれがある場合には、政府が財政支援を行うであろうこと等から、中央銀行のみが破綻することは考え難く、その資産の健全性や財務基盤の頑強性は問題とならないとの見方がある¹⁶。また、物価の安定という政策目的を遂行するためには、中央銀行のバランス・シートだけを取り出しても意味がなく、政府と中央銀行のバランス・シートは財政的に一体のものとして捉える必要があるとの見方もある。例えば、渡辺・岩村[2003]は、貨幣の信用度とは、強力な親会社の傘下にある子会社の発行する社債の信用のようなもので、子会社（中央銀行）の財務だけで判断できない。子会社がいくら業績を上げても親会社が吸い上げると人々が判断すれば、社債の信用度に反映しないし、反対に子会社が巨額の損失を計上しても、親会社（政府）の支援を人々が予想すれば、そうした損失がただちに子会社の社債の信用度下落につながるわけではない。その意味で、政府と中央銀行の財務的な関係というのは、両者を連結して評価するのでなければ、判断できない、としている。

本稿では、この問題についてはこれ以上深く立ち入らないが、上記の 2 つの見方を踏まえると、中央銀行にとって資産の健全性あるいは財務基盤の頑強さが重要であるかどうかは、少なくとも、国ごとにおける中央銀行と政府との関係、政府の財政状況によって大きく異なり得ると考えられる¹⁷。

¹⁴ 例えば Vaez-Zadeh[1991]p.76 参照。

¹⁵ ただし、銀行券は、上述のように法律上、強制通用力が付与されていることから、通貨としての汎用性あるいは一般的受容性を有するといわれているが、かかる強制通用力は、銀行券以外のもので決済する旨の当事者間の合意を排除するものではなく、多くの取引経済主体により受諾されることが前提となる点は留意を要する。つまり、一方の当事者があらかじめ銀行券での決済を拒絶している場合でも、現金決済による取引を強制する効力までを含むわけではない。特に、ハイパーインフレーション（受取りから次の交換 支払い までの銀行券の価値が保証されない状態）革命動乱のような非常時（強制通用力を支える法への信頼自体が揺らいでいる状態）のような銀行券への信認が低下する状況下では、いかに法律が銀行券の強制通用力を保証していても、金、塩、米、煙草等の商品貨幣や外貨によって代替され、銀行券の通用力が著しく低下する場合もあり得る（以上の点につき、例えば古市[1995]pp.110-111、中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会[2004]pp.53-57 等を参照）。その場合でも、中央銀行が銀行券を追加発行し続けることができるかは疑問であろう。

¹⁶ 例えば、岩田[2000]。また、メルツァー[1999]p.258 は、「私は、日本銀行の債務返済能力を損なうような事態が発生した場合に政府がこれを補填して日本銀行を支える保証について、何らかの疑惑があると信じる理由はないと考える。これまで中央銀行が債務不履行に陥ったことはないし、責任ある政府がこうした事態の発生を許すことはないと考える。中央銀行の破綻(failure)とは一体どのようなことを意味するのかが私にはよくわからない」との見方を示している。

¹⁷ この点につき、例えば植田[2003]参照。

例えば、政府との合意等に基づき、中央銀行の政策遂行に伴うリスクが最終的には政府に転嫁されることが前提にできる場合と、中央銀行の政策運営に伴うリスクを中央銀行自身で吸収することが前提とされている場合とでは、中央銀行の金融政策運営能力に対する信認を確保する前提条件としての資産の健全性や財務基盤の頑強性の重要性が全く異なってくるものと考えられる。同様に、仮に中央銀行における資産の健全性あるいは財務基盤の頑強さが重要である場合にも、例えば、どの程度の自己資本が健全性の観点から十分といえるかは、どのようなリスクのある資産¹⁸をどの程度保有し、そのリスク分担について政府との間でどのような了解があるか、政府と中央銀行の収益・損失分担ルールが明確に規定されているかどうか¹⁹によっても異なり、一概にはいえない。

この点、例えば、グッドハート[1995]では、のようなタイプの中央銀行をニュージーランド・モデル、のようなタイプの中央銀行をドイツ・モデルと呼び、中央銀行には、こうした2つのモデルがあり得るとしている。むろん、実際の中央銀行の多くは、と のいずれかというよりも、両者の間のさまざまな点に位置づけられるものと考えられる。例えば、後述のカナダ銀行はむしろ の典型例に近いと考えられるが、グッドハートが の代表として挙げたニュージーランドでは、資本金を有していないが、一定の範囲で剰余金の内部留保は認められている²⁰。

ただし、現実の中央銀行の中で に属するものが多数派とは言えそうにない。また、前述のような過去の事例を踏まえると、少なくとも上記 に分類されるタイプの中央銀行については、自主的・自律的に金融政策を遂行する（金融政策を支障なく遂行する）うえで、程度の差はあっても中央銀行単体での財務基盤の頑強さが依然として重要であるとの見方が可能であろう。以下では、かかる見方を前提として議論を進めることとする。

さて、こうした資産の健全性あるいは財務基盤の頑強性に関する情報としては、例えば、損失発生のリスクに関する情報や、こうした損失が発生した際の

¹⁸ 例えば、中央銀行が国債を保有している場合、市場金利の上昇に伴い、国債の価格が下落して売却損が生じる可能性がある。また、株式を保有する場合には、発行企業の信用力の低下等に伴い株価が下落し、売却損が生じる可能性がある。さらに、為替介入のための外貨資産等を保有している場合には、こうした価格変動等に伴う損失以外にも、為替変動に伴う損失が生じる可能性がある。

¹⁹ 例えば、米国の連邦準備銀行については、当期剰余金から、配当金(各々の払込済資本金の6%)と準備金(払込済資本金と同額まで積立て)を控除した額が国庫納付されるというように、機械的な収益・損失分担ルールが定められている。

²⁰ また、ニュージーランド準備銀行は、2004年7月、為替介入に関する同行の権限拡大に伴い、政府から10億ニュージーランド・ドルの資金供給を受けている。

バッファー（自己資本）は十分にあるかどうかに関する情報が考えられる。もつとも、バッファーとしてどの程度の自己資本があれば十分といえるか（そもそも必要なのか）については、前述のとおり、中央銀行の財務基盤に関する政府との関係の制度的枠組みや保有資産の内容などによっても結論が大いに異なり得るものであり、各国共通に適用可能な水準を設定することは困難と考えられる²¹。

（口）保有資産の流動性に関する情報

中央銀行が金融調節を支障なく（機動的に）遂行するためには、第2に、保有資産の流動性（売却や償還による換金可能性の容易さ）²²に配慮することが重要である、との見方がある。すなわち、中央銀行が金融調節を行っていくに当たっては、負債の伸縮に合わせて資産を伸縮させが必要となるが、資産の流動性が低下したもとで、負債によって中央銀行のバランス・シートをどこまで機動的かつ円滑に調整することが可能かについては不透明さが残ると考えられている²³。こうした観点からは、例えば、保有資産につき償還期限のバランスを留意し、全体として残存期間が長期化しないようにしたり、必要なときはいつでも容易に売却可能な資産であるように配慮することが必要とされている²⁴。

このように、中央銀行が金融調節を支障なく行っていくうえで保有資産の流動性が重要であるとすれば、中央銀行が金融政策を遂行するうえで必要な機動的金融調節を実行できる、との信認を市場から獲得するためには、その財務報告においては、そうした流動性に関する情報を市場参加者に対して説得的なかたちで提供することが求められよう。

（ハ）保有資産の民間の経済活動に対する中立性に関する情報

中央銀行が金融調節を支障なく遂行するうえでは、第3に、自らの資産保有が当該資産市場の価格形成に過度の影響を与えないように努めること（保有資

²¹ この点につき、例えば植田[2003]参照。

²² 資産の流動性という場合、個々の資産の流動性という意味と、ポートフォリオ全体としての流動性という意味の2つがあるが、本稿では、両者を含む概念として用いている。

²³ 例えば、日本銀行企画室[2004b]pp.89-90 参照。また、米国の連邦準備制度においても、金融調節におけるバランス・シート運営の基本原則の1つとして、「保有資産（ポートフォリオ）の流動性を維持すること」が挙げられている（FRS[2002]p.1-1 参照）。

²⁴ 日本銀行企画室[2004b]p.90 参照。

産の中立性)が重要であるとの見方がある。すなわち、仮に中央銀行が特定の金融資産についてその市場規模と対比して過大に保有すると市場の価格形成に過度の影響を及ぼし、資源配分の中立性を阻害することになりかねないことから、中央銀行の保有資産には中立性の確保が要請されると考えられている²⁵。

仮に、中央銀行が金融調節を行っていくうえでは、金融資産の相対価格に与える歪みを最小限のものにするという意味で保有資産の中立性が重要であるとすれば、中央銀行の財務報告においては、こうした中立性に関する情報の提供も求められると考えられよう。

口 . 金融システムの安定性確保に資する政策の自由度に関する情報

中央銀行の政策にかかる事後的な検証や将来遂行可能な範囲についての予見を行ううえでは、多くの中央銀行に与えられているもう1つの公的使命である金融システムの安定性確保に資する政策、具体的には、前述のように、一時的な資金不足が生じた金融機関に対する貸付や、信用秩序の維持のために行う貸付のほか、ブリッジ・ローンの債務保証²⁶、やや特殊なものとしては金融機関による保有株式の価格変動リスクの軽減努力をさらに促すために日本銀行が行った株式購入、といった政策を支障なく行うことが可能かどうか、あるいはどの程度行うことが可能かという点が重要になり得る。

ただし、金融システムの安定性確保に関する中央銀行の関与の程度、政府との役割分担のあり方は、金融政策以上に各国ごとによって区々である。一般的

²⁵ 日本銀行企画室[2004b]p.90 参照。また、例えば山口[2001a]では、株式や社債を金融調節(オペ)の対象とすることの是非に関連して、中央銀行が株式や社債を購入する場合、どの企業の株式や社債を購入するかを決定しなければならないが、中央銀行が民間の銀行に比べてこうした個別企業の判断に優れているわけではないことを考えると、中央銀行のオペは資源配分に対して極力中立的であるほうが望ましいとの判断が生まれてくるとの見解が示されている。また、米国の連邦準備制度においても、金融調節におけるバランス・シート運営の基本原則の1つとして、「オペレーションが資源配分(credit allocation)や金融資産の相対価格に与える歪みを最小限のものにすること」が挙げられている(FRS[2002]p.1-1 参照)。

なお、このように、中央銀行が金融調節を行ううえでは保有資産の中立性が重要であるとしても、中央銀行が準財政的活動を遂行するうえでは、かかる中立性が確保されない場合もあり得よう。

²⁶ ブリッジ・ローンとは、一般に、借り手が他からの資金を調達するまでの間に限って行う資金の貸付のことをいう。通貨危機に陥った国に対して国際通貨基金(IMF)等の国際機関が資金供与を行う場合、その決定から資金の支払までに時間を要することがあるため、国際決済銀行(BIS)がその間だけ貸し付けることがある。こうしたBISによるブリッジ・ローンの実行に際しては、通常、BIS加盟中央銀行が、BISに対して債務保証を行うこととされている(以上につき、日本銀行金融研究所編[2004]pp.190-192 参照)。

には、中央銀行が政府の代理人としてではなく、独自の責任と判断でこうした施策を求められる場合、本節（1）イ．と同様に、こうした施策から損失が発生するリスクはどの程度あるのか、そうした損失の発生に見合ったバッファー（自己資本）は十分にあるのかに関する情報が求められると考えられる。

八．政策が実質的な財政政策や課税につながらないとの評価に資する情報

中央銀行については、その公的使命を達成するうえで、準財政的活動を担うことを求められる場合がある。しかしながら、こうした活動が一定の許容範囲を超えて実質的な財政政策や増税を意味するものとして捉え得る場合には、国の財政のあり方は国民の代表者である議会の統制下におかれるべきとする財政立憲主義（あるいは財政議会中心主義）の要請や、新たな課税や租税の変更は法律によって行われるべきであるとする租税法律主義の要請²⁷に抵触し、認められないとの見方がある。すなわち、例えば中央銀行が信用リスクの高い資産を保有すること²⁸は、その内容や額によっては、国民の損失負担となって跳ね返る可能性があり、また、ミクロ的な資産配分に影響を及ぼすという意味で、実質的には中央銀行が財政政策の領域に極めて近いことを行うことになりかねないとの指摘がある²⁹。また、中央銀行による過剰な通貨発行は、上述のようにインフレと深い関係を有するだけでなく、通貨発行益の政府への所得移転を伴うことにより、実質的な増税を意味することになりかねないとの指摘もある³⁰。さらに、中央銀行による国債の引受け（政府への信用供与）は、政府の財政節度を失わせ、インフレを招くおそれがあるとして、多くの国において原則として認められていない³¹。

以上の議論の延長線上で考えれば、中央銀行による政策の事後的検証や将来遂行可能な範囲を予見するうえでは、中央銀行の政策が、認められている準財政的活動の枠を超えて実質的な財政政策や課税を意味することにならないかどうかを評価することも重要となり、かかる評価に資する情報を提供することも、中央銀行の財務報告の目的・意義の1つとして求められるとの見方が可能であ

²⁷ 佐藤[1995]p.179 以下参照。

²⁸ 前述のとおり、通常の金融調節においては、保有資産の健全性が要求されると考えられるところから、信用リスクの高い資産の保有は行われない。

²⁹ 例えば山口[2001a, b]、須田[2002]、Hetzl[1997]、Fujiki, Okina and Shiratsuka[2004]等を参照。

³⁰ 例えば、Hetzl[1997]参照。

³¹ 例えば、日本銀行金融研究所編[2004]p.218 参照

ろう。むろん、前述のように、中央銀行による準財政的活動と純粋な金融活動の線引きが困難であるように、準財政的活動と実質的な財政政策との区分も實際には難しいと思われる。しかしながら、中央銀行による実質的な財政政策や増税が民主主義との関係で問題となるのであれば、いずれの行為に当たるかを評価するために有用な情報を提供することは、そうした線引きの困難性を考慮しても、なお妥当性を有すると考えられよう。

（2）保有資産や通貨発行益の管理・運用に関する情報の提供

次に、「中央銀行の政策や業務は、銀行券の発行権という独占的権利を裏づけとし、銀行券の発行見合いに取得した資産や当該資産から生じる利子収入（通貨発行益）によって行われているという 2 つめの特徴から、中央銀行に対しては、いわば公的資源と捉え得る保有資産や通貨発行益の適切な管理・運用という要請が生じるとされている³²。他方、中央銀行については、営利法人でなく、経費効率化のインセンティブ等に欠ける可能性が否定できないと指摘されている³³。よって、中央銀行に対しては、公的資源と捉え得る保有資産や通貨発行益が適切に管理・運用されているかどうかを、外部からモニタリングする必要があると考えられている。

こうしたモニタリングを機能させるうえでは、それに資する情報が外部に提供されることが必要である。この点、中央銀行による保有資産や通貨発行益の管理・運用の顛末は、主に当該中央銀行の財務状況の変化として現れてくれるこを考えると、中央銀行の財務報告の目的・意義の 1 つとして、保有資産や通貨発行益の適切な管理・運用の評価に資する情報を提供することが求められるとの見方が可能であろう。

より具体的には、中央銀行の財務報告において、以下のような情報の提供が求められると考えられる。

イ．必要とされる政策・業務の経済性、効率性、有効性に関する情報

中央銀行がその公的使命を遂行するうえでは、例えば損失の発生可能性が通常よりも高いとみられる政策についても遂行することが必要と判断される場合

³² 例えば、中央銀行が取得する通貨発行益は、「国が中央銀行に銀行券の発行権を独占的に与えたことから反射的に生じる利益」であり、「国民に還元されるべきもの」との見方が強い（例えば、金融制度調査会[1997]p.35）。

³³ 例えば、金融制度調査会[1997]p.35。

がある。もっとも、当該政策およびそのための業務が公的資源と捉え得る保有資産や通貨発行益をベースに行われることを考えると、常に政策・業務の経済性、効率性、有効性を度外視して行うことまでが認められるわけではないと考えられる。よって、中央銀行の財務報告においては、公的資源の適切な管理・運用という観点から、必要とされる政策・業務が経済的、効率的、有効的に行われるよう努力しているかどうかを評価するうえで有用な情報を提供することが要求されると考えられよう³⁴。

口 . 当期剰余金の配分に関する情報

上述のとおり、中央銀行が取得する通貨発行益については、「国が中央銀行に銀行券の発行権を独占的に与えたことから反射的に生じる利益」であり、「国民に還元されるべきもの」³⁵との考え方のもと、当該利益から中央銀行の業務遂行に必要な経費等を控除した残高（当期剰余金）については、基本的に国庫納付される扱いとなっている。その一方で、いずれも額の制限はあるものの、中央銀行には当期剰余金の一部を準備金として積み立てることが認められている場合が多いほか、出資者に対して一定の配当がなされる場合もある³⁶。この場合、当期剰余金のうち、国庫納付された分は国家予算に算入され国民に還元されるのに対して、中央銀行に内部留保された分は、中央銀行の将来の損失に備えたバッファーとして用いされることになる。また、出資者（の一部）が民間である場合、出資者に配当された分もまた、国民全体に還元されないことになる。この

³⁴ このように、公的資源の使途を経済性、効率性、有効性の視点から評価するという考え方は、1980年代初にイギリスの地方政府において法制度としてVFM監査（Value for Money Audit）が導入されて以来、多くの主要国で採り入れられている。わが国でも、1997年の会計検査院法改正において、会計検査院は、正確性、合規性のほか、これら3つの視点からも検査を行うものとされている（会計検査院法20条3号）。ここで、経済性とは、より少ない費用で実施できないかどうかという視点、効率性とは、同じ費用でより大きな成果が得られないかどうかの視点、さらに有効性とは、業務の遂行および予算の執行結果が所期の目的を達成しているか、あるいは効果を上げているかという観点を指すと考えられている。もっとも、経済性と効率性を明確に区別するのは容易でない場合が多く、わが国の会計検査院より2003年10月7日に出された「会計検査の基本方針」においても、両者はまとめて扱われている。

なお、政策そのものの経済性、効率性、有効性を評価することが可能かどうかは議論の余地があることから、本稿では、政策と業務を一体として論じることとする。

³⁵ 注32参照。

³⁶ 例えば日本銀行の場合、当期剰余金から、配当金、法定準備金積立額を除いた全額が国庫納付金となり、国の一般会計の歳入金に計上される（日本銀行法53条5項、同法施行令16条）。この際、出資者への配当は、配当率の上限が年5%と法定されている（同法53条4項）ほか、法定の割合を超える準備金を積立てる場合には、財務大臣の認可が必要とされている（同法53条2項）。なお、各国中銀の通貨発行益の取扱いにつき、Hawkins[2004]参照。

ように、内部留保されるか、国庫納付されるか、配当されるかは、国民の利害に関わる問題と考えられる。とすれば、通貨発行益の適切な管理・運用という観点から、中央銀行の財務報告においては、当期剩余金の配分の適切性を評価するのに資する情報の提供が求められるとの見方が可能であろう。

なお、前述のとおり、中央銀行において自己資本（内部留保）が必要かどうか、必要であるとしてどの程度の自己資本があれば十分かといった点は、中央銀行と政府との関係などによっても結論が異なってくることから、一概にはいえないと考えられる。例えばカナダ銀行をみると、資本金および法定準備金は名目的な額にとどまっているほか、1955年以降、法定上限まで準備金を積立て済みであるとして、当期剩余金は内部留保されずに、すべて国庫に納付されている。これは、同行については、財務大臣との間で金融政策につき意見の相違が生じた場合、財務大臣は、連邦政府の総督（Governor General）の承認を得たうえで金融政策に関する指示（directives）を出すことができ、同行は当該指示に従わなければならぬと規定されている（カナダ銀行法14条2項）ことから、同行の政策遂行に伴い発生した損失についても最終的には政府が負担することが前提とされている（その結果、少ない自己資本でも運営可能である）という理解に立っている、と考えられる。

（3）小括

以上を纏めると、中央銀行の財務報告の目的・意義としては、次のように整理することが可能であろう。

- (1) 政策の事後的検証および将来遂行可能な範囲の予見を行ううえで有用な情報を提供すること。具体的には、以下のような情報を提供すること。
 - イ．金融取引を支障なく行えるか（金融調節の自由度）
 - (I) 保有資産の健全性や財務基盤の頑強性は十分か
 - (a) 損失発生のリスクはどの程度あるか
 - (b) 損失発生時のバッファー（自己資本）は十分にあるか
 - (II) 保有資産の流動性は十分か
 - (III) 保有資産は民間の経済活動に対して中立的か
 - ロ．金融システムの安定性確保に資する施策を支障なく行えるか
 - (I) 損失発生のリスクはどの程度あるか

(D) 損失発生時のバッファー（自己資本）は中央銀行に与えられた制度的環境のもとで十分か

ハ．政策が実質的な財政政策や課税につながらないか

(2) 保有資産や通貨発行益の適切な管理・運用がなされているかを評価するうえで有用な情報を提供すること。具体的には、以下のような情報を提供すること。

イ．必要とされる政策・業務が経済的、効率的、効果的になされているか

ロ．当期剰余金を適切に配分しているか（全額国庫納付されない場合）

4．具体的な財務報告の内容

本節では、3節でみたような中央銀行の財務報告の目的・意義を達成するうえで必要とされる情報の具体的な提供方法について検討する。その際のアプローチとしては、企業会計や公会計で長年利用され、その情報提供としての機能が認識されているツール（財務諸表等）をベースに検討する方法が有益であろう。そこで、以下では、こうしたツールのうち、貸借対照表³⁷、損益計算書、剰余金処分計算書³⁸、予算・決算書を取り上げ、これらの財務諸表等の作成によって、3節でみた情報のうち、どのような情報をどのようにかたちで提供することが可能か、これら以外に必要とされるものはあるかといった点を中心にみていくこととする。なお、本稿では、中央銀行の財務報告によってどのような情報の提供が期待されているのかといった点を詳細に検討する目的から、財務報告の目的・意義を細かく分解して検討しているが、これらの目的・意義は相互に関連しており、ある1つの会計情報が複数の目的・意義の達成に寄与するということはあり得るし、むしろ、そうした場合のほうが多いと考えられる点には留意されたい。

³⁷ 本稿で、以下、貸借対照表という場合、本体のみならず、注記および附属明細書等を含むものとして捉えている。すなわち、ある情報を貸借対照表の本体で表示するのが妥当か、本体以外の注記等で表示するのが妥当かといった問題は、本稿では、とりあえず取り上げないこととする。なお、この点は、貸借対照表以外の財務諸表についても同様とする。

³⁸ 企業会計では、通常、「利益（損失）処分計算書」と呼ばれているが、中央銀行のような非営利組織においては、「当期利益」よりも「当期剰余金」という用語が一般的に使われているため、本稿では、「剰余金処分計算書」という名称を用いることとする。

(1) 貸借対照表

貸借対照表とは、報告主体が一定時点において有する資産、負債および資本を表示した一覧表であり、報告主体の財政状態が資金の調達源泉と調達された資金の使途という側面から表示される³⁹。その結果、貸借対照表の作成時点において、当該報告主体がどのような資産をどれだけ保有しているか、こうした資産を保有するための資金をどのようにかたちで調達しているか、損失発生のリスクあるいは収益獲得の可能性や資産の流動性はどの程度あるか、債務超過になつてないか、自己資本はどれだけあるか等に関する情報を提供することが可能となる。また、前期と当期の貸借対照表を比較することによって、どのような資産あるいは負債がどの程度増減し、その結果、損失発生のリスク、収益獲得の可能性、流動性、債務超過の可能性、自己資本の額等がどの程度増減したのかを理解するうえで有用な情報を提供することも可能となる。

こうした情報は、3節でみた中央銀行の財務報告の目的・意義のうち、主として、政策の事後的検証および将来遂行可能な範囲の予見を行ううえで有用な情報といえよう。とすれば、中央銀行においても、貸借対照表の作成は、財務報告の目的・意義を達成する観点から有用な方法であると考えられる。

さらに、こうした中央銀行の財務報告の目的・意義を達成するうえでは、3節でみたように、金融調節の自由度に関する情報、金融システムの安定性確保に関する情報、政策が実質的な財政政策や課税につながらないかに関する情報が提供される必要があると考えられる。

例えば、としては、保有資産の健全性あるいは財務基盤の頑強性に関する情報として、保有資産の明細、保有資産の簿価・時価情報、リスク情報、負債および資本の額⁴⁰といった情報等が、また、保有資産の流動性や中立性に関する情報として、国債の銘柄（満期）別保有状況や、外国為替を金融調節手段として用いている場合には通貨別銘柄別外国為替保有残高といった情報等が求められると考えられる。さらに、の情報としては、債務者別貸出金残高、有利条件貸出残高、株式の銘柄別保有残高等が、また、の情報としては、銀行券発行残高や株式等のような信用リスクのある資産の保有残高といった資産・負債項目に加え、有利条件貸出の要件、国債の買入れルール、保有資産にかかる政府との取引に関する情報等が開示されると有用であろう⁴¹。

³⁹ 斎藤編[2004]p.10。

⁴⁰ 負債および資本といった貸方サイドの項目については、発行銀行券、預金、引当金、資本金、準備金等があるが、この点については補論参照。

⁴¹ この点、例えば日本銀行では、保有資産の固定化を回避し金融調節の機動性を確保するとと

もっとも、これらの情報のうち、開示されるとかえって金融政策や信用秩序維持政策の円滑な遂行に支障を来たすおそれがあると判断される情報については、開示しないことが合理的と考えられる。例えば、保有資産の明細については、金融調節（オペレーション）で買い入れ、あるいは担保として受け入れた証券のうち、個別銘柄を表示することが、中央銀行がそれらの資産価値に関する一定の評価を示すことを意味し、その結果、それらの市場価格に影響を及ぼしかねないものについては、個別銘柄を示すということまでは要求されないと考えられる⁴²。また、債務者別貸出金残高や有利条件貸出残高についても、例えば、イングランド銀行のように、最後の貸し手機能の円滑な実施のために、これらの実施に関する情報を危機状態から脱出するまで開示しないといった制約を課すことにも合理性があると考えられる。

なお、保有資産・負債に関する情報を提供するものとしては、貸借対照表のほか、財産目録がある。財産目録とは、一定の時点において報告主体が保有している全ての資産および負債につき、棚卸（実地調査）に基づいて種類、数量、評価額を決定し、その結果を一覧表示したものであり、わが国では日本銀行のほか、公益法人等について作成が要求されている。しかしながら、財産目録に記載される資産・負債の金額数値は、帳簿記録に含められており、現在のように帳簿記録を基礎として貸借対照表を作成する（誘導法）場合には貸借対照表や附属明細書に記載される金額数値と同じであること（こうした理由等からわが国の株式会社については、1974年の商法改正において財務目録の作成は不要とされた）、2001年以降に設立されたわが国の独立行政法人については、非営利法人でありながら作成が要求されていないこと等を踏まえると、貸借対照表や附属明細書によって同様の情報が提供されている主体については、財産目録を作成することの有用性は低下してきているとの見方が可能であろう。

（2）損益計算書

損益計算書とは、一会计期間の経営活動を通じて獲得された収益または利益と、そのために要した費用または損失を対応表示し、期間的な経営業績である

もに、同行による長期国債買入額の増額が国債価格の買い支えや財政ファイナンスを目的とするものではないという趣旨を明確にするために、その保有する長期国債残高の上限を銀行券発行残高にあわせるというように国債の買入れルールを設定し、開示している（日本銀行企画室[2004b]p.80 参照）。また、2004年5月より、毎月、日本銀行の対政府取引の概要について纏め、公表している（同[2004a]参照）。

⁴² もっとも、そうした資産の買入条件や担保選定条件を注記等で開示することは必要であろう。

当期純利益（または当期純損失）を導く会計表である⁴³。かかる財務諸表を作成することにより、当該報告主体が、当期において、どのようなコストをどれだけ費消することにより、どのような収益をどれだけ獲得したのか、その結果、どれだけの資金が残った、あるいは不足したのか等に関する情報を提供することが可能となる。

こうした情報は、3節でみた中央銀行の財務報告の目的・意義のうち、主として、「保有資産や通貨発行益の適切な管理・運用を評価するうえで有用な情報」、その中でも特に、「必要とされる政策・業務が経済的、効率的、有効的に行われているかどうかを評価するうえで有用な情報」といえよう。すなわち、損益計算書で提供されるコスト（費用）に関する情報と、利益（収益）に関する情報を比較検討することは、政策・業務の経済性および効率性を評価するうえで有用と考えられる。また、中央銀行のような非営利主体については、政策・業務の成果を利益のみによって評価することは妥当でないことを考えると、政策・業務の有効性を損益計算書によって提供される情報のみによって評価することには限界があるものの、損益計算書により、そうした有効性の評価にとっても有用とされるコスト情報を提供することは可能である。加えて、損益計算書を作成することによって、国庫納付金の算定基礎となる当期剩余金を算出することも可能となる。とすれば、中央銀行についても、損益計算書の作成は、その財務報告の目的・意義を達成するうえで有用な方法と捉えることができよう。

因みに、同じく非営利を目的する政府機関については、利益情報による成果評価の限界を踏まえて、損益計算書に代わり、総コスト計算書（収益あるいは利益については表示せずに、費用あるいは損失といったコストのみを表示するもの）あるいは純コスト計算書（税収等の非交換取引収益や予算配賦額は計上せずに、政府活動にかかったコストと当該活動を通じて得た対価的な収益との差額のみを表示するもの）が作成されるケースがみられる⁴⁴。しかしながら、中央銀行については、公的使命を、主に資産の売買を通じたバランス・シート操作によって行っているという特徴から、利益情報は、単独での成果指標としての有用性は低いものの、中央銀行の政策・業務の経済性、効率性、有効性を評価するうえで依然として有用と考えられる。また、どれだけの利益を獲得したかという情報は、十分な自己資本を確保するという観点からも重要である。とすれば、中央銀行については、損益計算書に代替するものとして純コスト計算書や総コスト計算書を作成するという方法をとることは、適切でないと考えら

⁴³ 醍醐[2004]p.36 参照。

⁴⁴ 例えば、FASAB[1995]、財政制度等審議会[2004]参照。

れる。

さらに、中央銀行の政策・業務の経済性、効率性、有効性を評価するうえで有用な情報の提供といった財務報告の目的・意義を達成するためには、収益・費用に関する情報を、業務分野別、金融政策関連・非政策関連別等の各セグメントごとに提供することが重要と考えられる。すなわち、「保有資産や通貨発行益の適切な管理・運用がなされているかを評価するうえで有用な情報を提供すること」を中央銀行の財務報告の目的・意義と捉えるのは、こうした情報を通じて、中央銀行の政策・業務をモニタリングし、その経済性、効率性、有効性を向上させることに目的があるとすれば、個々の業務・政策におけるコストと成果（収益あるいはそれ以外の情報）との対応関係が明確に示されることが重要と考えられるからである⁴⁵。

実際、例えば、日本銀行では、2003年度（15年度）決算分より、業務分野ごとの経費が公表されている。具体的には、発券関係業務、金融政策関係業務、金融システム関係業務、決済システム関係業務、国庫・国債・その他政府関係業務に区分して開示されている。なお、日本銀行が行っている国際金融、調査・研究・統計などの業務や組織運営面の取組み、対外的な説明活動に関する経費は、上記の各業務分野に幅広く共通して関係するとして、各業務分野の経費に按分して含められている。また、ニュージーランド準備銀行においても、「サービス・コスト計算書」を作成し、金融政策の企画、市場操作、金融システムの監督、発券業務、外貨準備管理、決済サービス等といった機能(function)別に、収益、費用およびその差額（純損益）にかかる実績値を予算と対応させて表示している。また、費用については、年次報告書の概略説明において、当該機能別に5年分の時系列データが示されている。

こうしたセグメント別情報は、業務運営にかかる責任の所在の明確化といった観点からも有用であろう。さらに、こうした財務報告の結果を当該中央銀行に効果的にフィードバックして、その業務等の効率化等につなげていくためには、実際の業務活動の基礎となる報告主体内部の財務管理報告システム上のセグメント項目と、財務報告におけるセグメント別項目とが一致していることが望ましいかどうかについても、検討の余地があろう。

なお、営利企業については、フロー情報を示すものとして、キャッシュ・フロー計算書が作成されている。これは、活動別にキャッシュ（現金および現金同等物）の流れを区分表示するものであり、報告主体の支払能力および資金創

⁴⁵ このように、特に非営利法人の財務報告についてはセグメント別情報が重要と考えられる点につき、例えば山本[1999]、宮田[2001]、古市[2003, 2004]等を参照。

造能力の評価や、異なった会計処理の影響を排除して企業間の経営成績の比較可能性を高めること等が可能になると考えられている。

この点、ニュージーランド準備銀行では、「キャッシュ」の定義を、「2営業日以内に換金可能な金融資産であって、日々の資金管理（cash management）に用いられているもの」と修正したうえで、実現損益を含め、同行の金融資産ポートフォリオにおけるキャッシュの増減および固定資産から生じるキャッシュ・フロー等を「投資活動（investing activities）からのキャッシュ・フロー」として、銀行券の発行から生じたキャッシュ・フローや財務省からの借入れ等を「財務活動からのキャッシュ・フロー」として、その他のキャッシュ・フローの収支を「営業活動からのキャッシュ・フロー」として、それぞれ分類し、表示している。こうしたキャッシュ・フロー計算書によって提供される情報は、キャッシュによって稼得された業務利益の範囲、当期におけるバランス・シート構造の主要な変化に対してキャッシュが与えた影響、当期における流通銀行券の出入り（turnover）同行の流動性に関する情報を提供可能であり有用とする見方もある⁴⁶。

しかしながら、中央銀行については、一般企業と異なり、銀行券の発行主体として銀行券は負債として認識されており、キャッシュ・フロー計算書で定義されるところのキャッシュの概念には含まれないこと、よって、中央銀行が国債を購入したり、国庫納付金を支払っても、負債サイドの当座預金・政府預金が変動するだけであり、一般企業のように、資産サイドのキャッシュの変動は生じないこと、このため、中央銀行がキャッシュ・フロー計算書を作成しても、「キャッシュの出入り（増減）に着目して企業の資金調達や営業・投資活動の実態を把握する」という同計算書本来の目的を果たすことはできないこと、これらのフロー情報は、貸借対照表や損益計算書の注記あるいはセグメント情報等によって提供される情報と比べて追加的な有用性が見出し難いこと、等を考えると、業務あるいは活動別の収支に関する情報を提供することは重要なものの、やはりキャッシュ・フロー計算書という方法を探ることは必然的ではないし、有用性も乏しいとの見方が可能であろう⁴⁷。

⁴⁶ 例えば Sullivan ed.[2000]pp.50 参照。

⁴⁷ この点、例えばニューヨーク準備銀行では、連邦準備銀行の流動性やキャッシュ・ポジションは財務諸表の利用者の主たる関心事ではなく、また、同行の活動にかかる関連情報は、貸借対照表、損益計算書、および資本勘定変動表（statement of changes in capital）の作成・公表によって提供することが可能であることを考えると、キャッシュ・フロー計算書は、追加的に有用な情報を提供することにならないとの見解を示している（例えば 2003 年度年次報告書 p.25 参照）。また、欧州中央銀行においても、その年次報告書において、「ECB の中央銀行として役割を考慮すると、キャッシュ・フロー計算書は、財務諸表の読者に追加的な意味のある情報を提供

(3) 剰余金処分計算書

剰余金処分計算書とは、当期において未処分の剰余金が、何にどれだけ処分されたかの内訳を示すものである。これにより、処分対象となる剰余金の額と、その処分先の項目および額に関する情報が提供される。

こうした情報は、3節でみた中央銀行の財務報告の目的・意義のうち、主として、当期剰余金を適切に配分しているかどうかを評価するうえで有用な情報といえよう。とすれば、中央銀行にとっても、剰余金処分計算書は、その財務報告の目的・意義を達成するうえで有用な方法であるということが可能であろう⁴⁸。

さらに、こうした財務報告の目的・意義を達成するうえでは、そうした当期剰余金の算出方法、具体的には、会計ルールについて明確に開示することが要求されると考えられる。また、当期剰余金の処分に関するルール、具体的には、国庫納付金の算定ルールや配当金の算定ルール、さらには維持すべき自己資本の算定ルール⁴⁹についても明確に開示することが必要であろう。

ちなみに、例えば日本銀行の場合、自己資本比率の計算式を明示したうえで、同行の会計規程上、その水準を10%の概ね上下2%の範囲となるよう運営することを定めている（会計規程18条1項）。また、前述のように、米国の連邦準備銀行については、配当金は各々の払込済資本金の6%、準備金の積立ては払込済資本金と同額までであること、これらの配当金および準備金を当期剰余金から控除した額が国庫納付されること、が明示されている⁵⁰。

(4) 予算・決算書

予算・決算書とは、政府機関や公益法人のように、経費支出の効率化等のイ

しない」と述べている（例えば2003年度年次報告書p.189参照）。

⁴⁸ もっとも、こうした剰余金処分に関する情報は、剰余金処分計算書のような独立した財務諸表を作成する方法のほか、例えばニューヨーク連邦準備銀行や欧州中央銀行等においてなされているように、損益計算書の中で、あるいは注記情報として提供することも可能である。

⁴⁹ なお、3.(1)イ.(イ)でみたとおり、中央銀行がどの程度の自己資本を維持すべきかどうかは、中央銀行と政府との関係等にも依存しており、絶対的な水準はあり得ないと考えられるが、中央銀行と政府が相互に納得できるような適切な自己資本水準、ないしその計算式が存在することは、両者の間の調整費用を節約することに資する局面もあるだろうとの指摘がある（例えば植田[2003]参照）。

⁵⁰ 米国の連邦準備銀行における当期剰余金の処分に関するルールの詳細については、例えばGAO[2002]参照。

ンセンティブが営利企業と比べて働きにくい主体において作成が要求されるものであり、予算項目ごとに収入と支出が対応表示される（歳入歳出計算書あるいは収支計算書とも呼ばれる）。これにより、どの項目にどれだけの予算が割当てられており、最終的な支出が当該予算と比較して適切になされたかどうかに関する情報を提供することが可能となる。

こうした情報は、3節でみた中央銀行の目的・意義のうち、主として、業務について規律ある支出がなされているか（業務にかかる支出が予算と比較して妥当であるかどうか）を評価するうえで有用な情報を提供することが可能となる。とすれば、中央銀行においても、予算・決算書の作成は、その財務報告の目的・意義を達成するうえで有用な方法であると考えられる⁵¹。

5. 有価証券の会計処理

最後に、以上のような考え方を前提とすると、個別の会計処理方法としては、どのような結論が導き出され得るかという点について、有価証券の会計処理の問題を題材に、若干検討する。

現行の企業会計をみると、有価証券については、基本的には時価評価が適当であるとしつつも⁵²、保有目的に応じて会計処理を区別するという考え方が国際

⁵¹ こうした財務報告の目的・意義からみると、中央銀行については、予算が政府の認可対象等になっているかどうかにかかわらず、すべての予算項目につき予算・決算書を作成し、収支にかかる情報を提供する必要があるのではないかという点が問題となろう。もっとも、こうした予算をめぐる問題は、財務報告のあり方を検討するうえでも重要であるものの、予算制度の役割、財務報告における予算の位置づけ、中央銀行の管理会計のあり方等といった多様な論点と関わる大きな問題であるため、今後の検討課題とし、本稿では取り上げない。

⁵² 金融資産については基本的に時価評価が妥当と考えられる理由として、例えばわが国の企業会計審議会より出された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「意見書」という）三では、次のように述べられている。

金融資産の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等の状況のもとで、投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である。

金融資産にかかる取引の実態を反映させる会計処理は、企業の側においても、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底および財務活動の成果の的確な把握のために必要である。

わが国企業の国際的な事業活動の進展、国際市場での資金調達および海外投資者のわが国証券市場での投資の活発化という状況のもとで、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。また、デリバティブ取引等の金融取引の国際的レベルでの活性化を促すためにも、金融商品にかかるわが国の会計基準の国際的調和化が重要な課題となっている。

的な主流となっている⁵³。例えば、国際会計基準では、有価証券を、 短期売買目的⁵⁴で保有するもの、 満期保有目的で保有するもの、 その他売却可能なものの、の 3 つに区分したうえで、 については時価評価のうえ、その評価損益を当期損益に計上（以下、かかる処理を「時価法」という）⁵⁵、 については償却原価で計上（ただし、強制評価減⁵⁶の適用あり） については時価評価のうえ、その評価損益は当期損益に計上するか、資本に直接計上することとされている（IASB[2004] pars.45-46、55-57）。こうした取扱いは、米国基準や日本基準でもほぼ同じである。そして、このように保有目的別に有価証券の会計処理を区別するという考え方は、近年、公会計においても採り入れられてきている⁵⁷。

このように、保有目的によって有価証券の会計処理方法を検討するという考え方自体は、当該資産の経済的実態を的確に表わすことにつながり得ると考えられることから、中央銀行においても採り入れることが可能と考えられる。しかしながら、中央銀行の場合、短期売買目的、満期保有目的、その他というカテゴリーで分類することは、それが金融調節手段の対象とされる有価証券である場合には、特定資産に対する中央銀行の投資態度を示すことになり、必ずしも望ましくないと考えられる。こうした情報を提供することにより、市場参加者は中央銀行の行動が当該資産価格にどのような影響を与えるかを予測することになると考えられるからである。すなわち、3 節でみたように、中央銀行においては、保有資産の中立性が重要とされ、それゆえに、こうした情報を提供することも中央銀行の財務報告の目的・意義の 1 つとして求められることになると考えられるのだとすれば、個別の会計処理についても、みずからの資産保有

⁵³ 例えば「意見書」三では、「金融資産については時価評価が基本であるとしつつも、保有目的に応じた処理方法を定めるのが適切であるとする理由として、「金融資産の属性および保有目的に鑑み、実質的に価格変動リスクを認める必要がない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合が考えられる。このような保有目的等を全く考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態および経営成績を適切に財務諸表に反映させることにはならないと考えられる」と述べている。

⁵⁴ 時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものをいう。

⁵⁵ もっとも、例えばわが国では、「売却していないにもかかわらず、時価により評価するときは、実現していない利益の計上を認めることになるが、このような不確定な利益を配当の財源とすることを認めると、会社の債権者を害するおそれがある」（原田[1999]pp.9-10）として、時価評価による評価益は、配当財源である純資産額から控除される（商法 290 条 1 項、商法施行規則 124 条）。

⁵⁶ 時価が取得原価より著しく下落し、回復の見込みがないと認められる場合に、時価まで貸借対照表価額を切り下げ、評価差額（減損額）を損益計算書に計上することをいう。なお、例えば、わが国の金融商品会計基準では、こうした強制評価減のことを「減損処理」と呼び、売買目的有価証券およびその他有価証券について適用される強制的な時価評価（時価による貸借対照表価額の切り下げ）と区別している。

⁵⁷ 例えば、財政制度等審議会[2004]参照。

が当該資産市場の価格形成に影響を与えないような会計処理をすることが必要ということになる。こうした観点から、中央銀行が金融調節の結果あるいはその遂行のために保有する有価証券については、短期売買目的、満期保有目的、その他といった区分は妥当でなく、一律の会計処理を適用することが妥当であるとの見方が可能であろう。

このように、金融調節の結果あるいはその遂行のために保有する有価証券（以下、「金融調節目的有価証券」という）については一律の会計処理を適用するのが妥当であるとして、どのような会計処理が適当と考えられるであろうか。この点、「金融調節を支障なく行うために必要とされる保有資産の健全性や財務基盤の頑強性（具体的には損失発生のリスク等）を評価するのに有用な情報を提供すること」という中央銀行の財務報告の目的・意義を達成するうえでは、中央銀行が保有する金融調節目的有価証券についても、何らかのかたちで時価情報を提供することは重要と考えられる。

その一方で、中央銀行が保有する金融調節目的有価証券については、例えば、中央銀行自身のリスク管理の観点からみると売却が妥当と判断される場合であっても、金融政策の目的からみて売却が困難な場合や、逆に、損失の発生可能性が高い有価証券であっても、金融政策の目的から取得せざるを得ない場合があること等を考えると、そうした有価証券の時価の変動を貸借対照表価額ひいては自己資本の額に反映させることは、金融政策の効果あるいは将来の政策遂行能力にかかる国民・市場参加者の誤解を招きかねないと考えられる⁵⁸。

さらに、時価評価を適用する場合、その評価差額の扱いが問題となるが、中央銀行が保有する金融調節目的有価証券については、企業会計における短期売買目的有価証券のように、時価の変動により利益を得ることを目的としたものではないことから、それと同様の処理、すなわち、当期利益に計上することは妥当でないと考えられる。また、企業会計において、その他売却可能な有価証券の会計処理につき、短期売買目的でないにもかかわらず、上述のような利益計算への工夫、すなわち、当期利益から評価差額を控除するという工夫をしてまでも時価評価差額の表示を要求することは、「投資意思決定を行ううえで有用な情報を提供すること」という営利企業の財務報告の目的・意義の観点からみて重要であると考えられるものの、公的使命を目的とする中央銀行が保有す

⁵⁸ この点に関し、例えば FRS[2002]p.1-24 では、時価評価の適用は、金利変動に伴い資産の公正価値（すなわち貸借対照表価額）が変化する一方で、準備のアベイラビリティ（reserve availability）については何ら変化をもたらすものではないことを考えると、金融政策の運営および効果にかかる国民への説明がより難しくなりかねないとの見方が示されている。

る金融調節目的有価証券については有用性が低いと考えられよう⁵⁹。

以上のような考え方にしては、中央銀行が保有する金融調節目的有価証券については、時価が著しく低下し回復が困難であると認められることから強制評価減を適用するのが妥当と考えられる場合を除き、貸借対照表上は時価の変動を反映させない評価方法（例えば償却原価法）を適用するとともに、注記等で時価情報を開示するといった処理が適当と考えることも可能であろう。

他方、上述のような資産保有の中立性の要請に基づく会計処理の制約は、金融調節の結果あるいはその遂行のために保有する有価証券以外のものについては及ばないと考えられる。よって、例えば、金融システムの安定性確保に資する施策を実施した結果として保有し、かつ、金融調節手段の対象ともされない有価証券（例えば価格変動リスクの軽減を促すために金融機関から買い入れた株式や時価変動からの利益獲得を目的として保有する外債等）については、それぞれの保有目的に応じて異なる会計処理を適用することも検討の余地がある。

6 . おわりに

以上、中央銀行に対する業務・組織運営の適正化・効率化、政策のかかるアカウンタビリティや透明性の向上等の要請に応えるツールの 1 つとして財務報告を位置づけ、そのあり方を考えるうえでの視点を整理・検討してきた。その結果、中央銀行の財務報告や会計処理のあり方を考えるうえでは、従来から重要視されている公的資源の適切な管理・運用にかかる評価という視点に加えて、公的な使命を主に資産の売買を通じて達成するという中央銀行の特徴に着目し、政策の事後的検証および将来の遂行可能な範囲の予見に資する情報の提供という視点から捉えるのが適当であることを指摘した。また、かかる中央銀行の財務報告の目的・意義を達成するうえでは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および予算・決算書の作成が有用であること、1 つのケーススタディとして、金融調節目的で保有する有価証券については、一律、時価の変動を反映させない評価方法（例えば償却原価法）を適用するとともに時価情報を注記等で開示する処理が適当と考えることも可能であること等を示した。

⁵⁹ この点に関し、例えば米国の連邦準備制度理事会では、保有有価証券の評価損益は、資金供給量や将来の損益・自己資本に直接影響しない、保有有価証券の取引は利潤目的ではなく、金融政策目的で行われるものであり、評価損益や売却損益は、金融政策遂行により付随的に発生するものであって、それ自体が金融政策遂行の目的ではない、として、保有有価証券の時価評価を行っていない（同理事会の 2003 年度年次報告書 p.312 参照）。

冒頭で述べたとおり、本稿は、中央銀行の財務報告および会計処理のあり方を考える際の1つの視点を整理・検討することを目的としている。その意味で、議論がやや抽象的になりがちであった点は否めない。また、本稿では明示的に取り上げなかつたが、中央銀行の財務報告等のあり方を検討するうえでは、中央銀行の管理会計、予算制度、政策評価のあり方といった問題をも視野に含めて議論していくことが必要と考えられる。今後、こうした点を踏まえつつ、中央銀行の財務報告や会計処理の具体的な内容について、より検討を深めていくことが重要であろう。

補論：中央銀行の貸借対照表の負債および資本勘定について

1.はじめに

中央銀行では、従来から、営利企業と同様に貸借対照表と損益計算書を基本とする財務報告が行われてきた。例えば、日本銀行では、貸借対照表に相当する「半季実際報告表」を第2回半季報告（明治16年上半期）から、損益計算書に相当する「損益勘定表」を第23回半季報告（明治26年下半期）から、それぞれ作成している¹。また、イングランド銀行では、設立当初からイタリア式の複式簿記形式を採用していたとされている²。この点は、各国政府において、企業会計の考え方や手法を活用した貸借対照表等の作成・公表が近年漸く本格化し始めたのとは状況が異なる。例えば、公会計先進国といわれるニュージーランドでも、発生主義に基づく政府の財務報告を1991会計年度に初めて行ったが、オーストラリアでは1996会計年度から、米国では、1997会計年度から、それ連邦政府の連結財務諸表が作成・公表されるなど、先進国においても政府による財務諸表の作成は1990年代後半から漸く本格化し始めている³。

もっとも、中央銀行の財務報告の内容をみると、営利企業にはみられない特徴がある。特に、貸借対照表の貸方（負債および資本勘定）について、興味深い特徴がみられるので、以下、概観する。

中央銀行の貸借対照表の貸方は、発行銀行券、預金（当座預金、政府預金等）売現先勘定・売出手形、引当金等を内容とする負債勘定と、資本勘定とで構成されている⁴。企業会計との比較において、特徴的な点は、第1に、中央銀行が発行した銀行券にかかる勘定である発行銀行券勘定という、中央銀行にしか存在しない負債勘定が存在すること、第2に、引当金勘定において、企業会計のルールでは明確な根拠がないため、法令等の手当てを行ったうえで計上する特別な引当金（いわゆる利益留保性引当金）がみられること、である。以下、この2点を取り上げてみたい。

¹ 土屋監修[1956]pp.22-23 参照。

² Hennessy[1995]p.214 参照。

³ なお、わが国では、「…発生主義を基本とする省庁別の連結財務書類について、平成17年度までにその試行段階を終了する。各府省は平成18年度から、連結財務書類を『年次報告書（仮称）』として公表する」（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」、平成16年6月4日閣議決定）とされている。

⁴ 欧州中央銀行等では、貸借対照表上の表示面では、負債勘定と資本勘定を括り出してはいないが、各勘定は、いわゆる負債勘定と資本勘定の順番に表示されている。

2 . 発行銀行券勘定

まず、中央銀行の貸借対照表の貸方における第1の特徴として、中央銀行にのみ存在する負債勘定である発行銀行券勘定⁵がある。

銀行券は、交換手段として日々の取引の決済に用いられるほか、価値の保蔵手段として、あるいは、価値尺度としても用いられる。これらが、銀行券に対する需要を発生させている。こうした需要に対しては、当該国の中銀が独占的に銀行券を発行し供給する体制が一般的である。銀行券は、主として、民間銀行が中央銀行に有する当座預金を引き出すことによって、発行される。民間銀行が中央銀行に有する当座預金は、通常は、民間が保有する資産と引換えに、あるいは、それを担保にした民間への信用供与を通じて、中央銀行から供給されるものである。

中央銀行は、銀行券が額面の価値をもつのは、発行後との考え方をとっており、発行して初めて発行銀行券としてバランス・シートの負債に計上する扱いとしている。中央銀行の中にとどまっている間は、額面の価値をもつ資産としては計上されない⁶。

また、金融政策あるいは金融調節の観点からは、発行銀行券勘定は、いわゆるベースマネーの基本項目であり、その増減が日々の金融調節の前提となるものである。

上述のとおり、会計上、発行銀行券は中央銀行の貸方のうち負債勘定に計上されている⁷。金・銀との兌換を前提とした本位貨幣制度のもとでは、企業会計において負債計上の要件⁸の1つとされる債務性を満たしていたとみられるが、管理通貨制度に移行した後については、この点は必ずしも明らかでない⁹。もっと

⁵ 日本銀行では「発行銀行券」、米国連邦準備銀行では"Federal Reserve notes outstanding"、欧州中央銀行では"Banknotes in circulation"、イングランド銀行では"Notes issued"、といった勘定科目で経理されている。本稿では、便宜上、発行銀行券勘定と呼ぶこととする。

⁶ なお、政府が発行する貨幣のうち、中央銀行が保有しているものについては額面で資産に計上されている。

⁷ これについては、例えば、小栗[2000]p.105は、「中央銀行にとって銀行券はお金ではなく、その所持者に対する負債である」とし、「中央銀行は銀行であるので、銀行券という負債を見合いで金融資産（手形・債券の買入れ、貸付けなど）を購入する」と述べている。

⁸ 企業会計では、負債と資本の区分を論じる際に、まず負債を厳密に定義する負債確定アプローチをとる場合には、負債の要件として、一般に、「過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来において資産を譲渡またはサービスを提供しなければならない」という現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」（FASB[1985]par.35）とされる。

⁹ 「通貨には返済期限がなく、また利息も支払われないという、一般的の負債とは性格が異なっていることをどう解釈するか」（筆谷・金子・大貫[2004]p.238）、「管理通貨制下の貨幣というのは、

も、中央銀行の資本勘定が、基本的には、拠出資本である資本金と利益処分の過程で積み立てられる法定準備金から構成されており、損失発生時の取り崩しの対象となり得るもののみが計上されるものとして認識されているようであり、そうであれば、会計上の区分としては、発行銀行券を引き続き負債に計上することに繋がりやすいものと考えられる。あえて企業会計における負債と資本の区分論に則して言えば、中央銀行においては、資本勘定を厳格に定義し、それ以外を区別する立場（負債と資本の区分論におけるいわゆる資本確定アプローチ）がとられているともいえよう。

3 . 特別な引当金（利益留保性引当金）

中央銀行の貸借対照表の貸方における第2の特徴は、引当金勘定において、企業会計のルールでは明確な根拠がないため、法令等の手当てを行ったうえで計上する特別な引当金（いわゆる利益留保性引当金）がみられることである。

まず、わが国の企業会計における引当金の定義をみると、「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる」（企業会計原則注解18）ことが引当金の要件とされており、この要件には、「当期以前の事象に起因する回避不可能な将来の支払義務を表すための引当金である「負債性引当金」と、将来、特定の資産価値が減少する可能性が高いと見込まれる場合に、それを資産の控除的評価項目として表示する引当金である「評価性引当金」の2種類が含まれると解されている¹⁰。

他方、国際会計基準では、引当金が「時期または金額が不確実な負債」（IASC [1998]par.10）と定義されている。

このように、引当金の概念には、日本基準のように「負債性引当金」と「評価性引当金」の両方を認めるもののほか、国際会計基準のように「負債性引当金」のみを認めるものもある。ただ、いずれにしても、現在の企業会計における引当金の概念においては、こうした「負債性引当金」にも「評価性引当金」にも該当しない、いわゆる「利益留保性引当金」の計上は認められていない。すなわち、「利益留保性引当金」については、利益操作の手段として利用され得

形式は債務と称していても、その実質は無配当を法定された中央銀行の無議決権株のようなもの」（渡辺・岩村[2004]p.34）といった指摘がある。

¹⁰ 醍醐[2004]p.223。

る¹¹という懸念から、各国会計基準の引当金の要件が厳格化され、企業会計上の引当金からは排除されている¹²。

こうした中、いくつかの中央銀行では、企業会計にもみられる貸倒引当金や退職給付引当金のほかに、特別な引当金勘定を設定している。例えば、日本銀行では、日本銀行法施行令に基づいて、債券または外国為替等の売買、保有等に伴い生じた収益金額が損失金額を超える場合に、その超える部分の全部または一部を財務大臣の承認を受けて、「債券取引損失引当金」または「外国為替等取引損失引当金」として積み立てができるとされている¹³。また、欧州中央銀行では会計準則に基づいて、「外国為替等引当金 (provisions for exchange and price risks)」の積立てが行われている。さらに、ブンデス銀行でもドイツ・ブンデス銀行法に基づいて、外国為替の変動リスクに備えた「一般引当金 (general provisions)」の積立てが行われている。このような引当金は、上記のような、「負債性引当金」にも、「評価性引当金」にも合致しない、いわゆる利益留保性引当金であると考えられる。

こうした引当金の計上が認められることについては、資本勘定の特性が影響していることが考えられる。

中央銀行の資本勘定は、一般に、資本金と準備金からなる¹⁴。

まず、資本金 (capital) についてみると、ほとんどの中央銀行では、一定額以上の資本金を持つことが法律により規定されている¹⁵。出資構成については、一般に、全て国有とする（例えば、英國）¹⁶、国有部分が一定比率であるあるいは

¹¹ 德賀[2003]によれば、会計上の利益への影響の観点からは、負債勘定に計上されている引当金は、取崩されると資本の増加、すなわち収益の増加をもたらすため、利益操作の手段として利用できることとなる。一方、資本勘定に計上されている積立金は、それが取崩されても資本の増加をもたらさないことから、利益操作の手段としては利用できないと説明されている。

¹² こうした引当金概念の変化については、例えば、遠藤[1998]、山下[2002]を参照。

¹³ 債券取引損失引当金および外国為替等損失引当金の対象資産、収益金額および損失金額の計算方法、限度額等については、日本銀行法施行規則 9 条～11 条に規定されている。

¹⁴ なお、欧州中央銀行、ブンデス銀行等、一部の中央銀行では、金、外貨資産および市場性有価証券を時価で評価し、その評価益を損益計算書に反映させずに、貸借対照表の再評価勘定 (revaluation account) に経理している。

¹⁵ 制度上資本金を持たない中央銀行としては、例えば、韓国銀行、ニュージーランド準備銀行がある。なお、法律上資本金を持つことが認められていない韓国銀行では、総資産の 2.7% に相当する準備金を保有している（2003 年 12 月現在）。

¹⁶ イングランド銀行では、1946 年イングランド銀行法に基づいて、同銀行の株式が財務省の指定する者（国庫法務官 <Treasury Solicitor>）に譲渡され、当該者が財務省に代わり保管することとされた（1 条）。このほか、ブンデス銀行、フランス銀行等においても、資本金の全額を国に帰属させることとされている（ドイツ・ブンデス銀行法 2 条、フランス銀行法 L-142-1 条）。

は一定比率を下回ってはならない（例えば、日本）¹⁷、原則として加盟銀行が出資する（例えば、米国）¹⁸、といったかたちの制約が課されている。また、資本金の額については、法令に定められた手続に従って増額することができる中央銀行もある¹⁹が、法令を改正しなければ増額することができない中央銀行が多い²⁰。

次に、準備金（reserve）をみると、一般に、利益の一定割合を準備金として積み立てることとされている。加えて、一部の中央銀行では、政府の認可、理事会の発議等を経て、上記の準備金の積増しまたは特別の準備金を積み立てることができることとされている。例えば、日本銀行では、日本銀行法53条により、準備金は、剰余金の5%を積み立てることとされており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて、さらに積み立てができるとされ、これは損失の補填または配当に充てる場合にのみ、取り崩すことができると定められている。また、欧洲中央銀行でも、欧洲中央銀行制度および欧洲中央銀行に関する定款33条により、剰余金の20%を上限に、資本金の額と等しくなるまで準備金を積み立てることとされ、これは損失が生じたときに、取り崩すことができると定められている。

このように、準備金は、法令により、厳格な計上方法が規定されているが、これは、剰余金の国庫納付制度と一体となっていることも影響しているよう。剰余金の国庫納付制度は、中央銀行のシニヨレッジが、国家から独占的な銀行券発行権を与えられたために生じるものであることから、基本的に国庫に納付されるものであるとの説明がなされている²¹。また、中央銀行を営利目的で行動する誘因を取り除き、公共の利益のみを目的として業務に専念させるうえで適當

¹⁷ 日本銀行では、資本金を政府および政府以外の者からの出資による1億円とし、このうち政府からの出資の額が5,500万円を下回ってはないとされている（日本銀行法8条）。ベルギー国立銀行でも、総発行株式数40万株のうち、20万株を政府が所有することとされている（ベルギー国立銀行設置法4条）。

¹⁸ 米国の連邦準備銀行では、加盟銀行は、各自の払込資本金（paid-up capital stock）および準備金（surplus）の6%相当額を、連邦準備銀行の資本金として払い込むことが規定されている（連邦準備法2条3項）。

¹⁹ 例えば、欧洲中央銀行では、設立時の資本金が50億ユーロと規定されているが、閣僚理事会が定める限度および条件の範囲内において、政策理事会が特別多数決によって定める額を増額できるとされている（欧洲中央銀行制度および欧洲中央銀行に関する定款28条）。また、カナダ銀行でも、資本金は5百万カナダ・ドルとし、取締役会の決議により、総督および議会の承認を得て、隨時増額することができるとされている（カナダ銀行法17条）。

²⁰ 例えば、日本銀行では、日本銀行法上、資本金の増額に関する規定は存在しない。ブンデスバンク、イタリア銀行、スイス国民銀行等でも、資本金の額が法律により規定され、その後の資本金の増額に関する規定は存在していない。

²¹ 本論注32参照。

であるとの説明もなされている²²。

さらに、中央銀行の資本勘定には、企業会計で認められている任意積立金のような勘定も設置されていないのが一般的である。

このような資本勘定を前提とすれば、現実に、資本勘定の額を上回る自己資本が必要であると判断される中央銀行においては、将来、損失を発生させる可能性のある資産が明確である場合には、当該資産から生じる利益を引当のかたちで留保することにも、一定の合理性があるものと考えられる²³。

なお、こうした中央銀行の引当金と同様、利益留保性のある引当金として、わが国では「特別法上の引当金または準備金」がある。これは、特別の法令（税法を除く）によって計上することが強制されている引当金または準備金で、監査上、「引当金」として取り扱うこととされている²⁴。具体的には、証券取引法51条に基づく「証券取引責任準備金」、電気事業法36条に基づく「渇水準備引当金」等があり、このうち、「証券取引責任準備金」は証券事故による損失に備えて計上されるものとされ、「渇水準備引当金」は電気事業者が豊水期に渇水期の収益減少に備えて計上されるもので、利益の平準化を図って電気料金を安定させるためのものとされている。これらは、将来の損失や偶発損失に備えて計上されるものであり、損失額の合理的な見積りが著しく困難であるため、その性格は利益留保性のものとされる²⁵。

中央銀行が上記のような引当てを行う場合、透明性の観点からは、剰余金の国庫納付制度も踏まえ、計上方法が厳格に規定されている準備金と同様に、引当の対象とする資産をできるだけ明確化し、かつ計上ルールについても明らかにしておくこと²⁶が求められよう。

²² 中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会[2004]p.51 参照。なお、Burgess[1936]は、米国の連邦準備銀行は営利目的ではなく法定の目的のために組織され業務が行われており、連邦準備法における利益に関する規定は、政策決定が公益（public welfare）のみを考慮して行われるように作られていると述べている。

²³ 積立て・取崩しが準備金に比べて柔軟にできる引当金を利用することにより、国庫納付金と自己資本のバランスをとること（例えば、毎年の国庫納付金の額を平準化すること）は、より容易になるという面もある。

²⁴ 日本公認会計士協会[1982]参照。

²⁵ 監査法人トーマツ編[2004]p.551 参照。

²⁶ この点、主要中央銀行でもルールを明確にしていないケースが存在する。ちなみに、日本銀行では、債券取引損失引当金や外国為替等取引損失引当金の対象とする資産が明確化されており（日本銀行法施行規則9条）、当該引当金の計上においては、自己資本の水準を勘案すべきこと（自己資本比率が10%程度となることを目途として、概ね上下2%の範囲となるよう運営すること）が明示されている（会計規程18条）。

【参考文献】

- 岩田規久男、「長期国債買い切りオペを増額すべき」、『金融政策の論点(検証)・ゼロ金利政策』第7章、岩田規久男編、東洋経済新報社、2000年
- 植田和男、「自己資本と中央銀行」、2003年度日本金融学会秋季大会における講演要旨、日本銀行、2003年10月
- 遠藤 孝、『引当金会計制度の展開 日本引当金会計制度の研究』、森山書店、1998年
- 翁 邦雄、「ゼロ・インフレ下の金融政策について 金融政策への疑問・批判にどう答えるか」、『金融研究』第18巻第3号、日本銀行金融研究所、1999年
a
、「ゼロ・インフレ下の金融政策について 金融政策への疑問・批判にどう答えるか：リジョインダー」、『金融研究』第18巻第5号、日本銀行金融研究所、1999年 b
- 小栗誠治、「中央銀行のシニヨレッジ、利益処分、資本」、『研究年報』Vol.7、滋賀大学経済学部、2000年
- 監査法人トーマツ(編)『会計処理ハンドブック(第3版)』、中央経済社、2004年
- 企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループ、「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」、2004年7月
- 企業会計審議会、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、1999年
- 金融制度調査会、「日本銀行法の改正に関する答申」、金融制度調査会答申、1997年
- グッドハート、C.A.E、「中央銀行の独立性」、『金融経済研究』第9号、日本金融学会、1995年
- 佐藤幸治、「憲法(第3版)」、青林書院、1995年
- 財政制度等審議会、「公会計に関する基本的考え方」、2003年6月
、「省庁別財務書類の作成について」、2004年6月
- 斎藤静樹(編)『財務会計：財務諸表分析の基礎(第4版)』、有斐閣、2004年
- 塩野 宏(監修)『日本銀行の法的性格 新日銀法を踏まえて』、弘文堂、2001年
- 鎮目雅人、「財政規律と中央銀行のバランスシート 金本位制～国債の日銀引受実施へ・中央銀行の対政府信用に関する歴史的考察」、『金融研究』第20巻第3号、日本銀行金融研究所、2001年
- 須田美矢子、「『量的緩和』政策の暫定的評価と今後の論点」、名古屋大学経済学部における特別講義、日本銀行、2002年11月
- 醍醐 聰、「会計学講義[第3版]」、東京大学出版会、2004年

- 中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会、「報告書」、『金融研究』第 23 卷法律特集号、日本銀行金融研究所、2004 年
- 土屋喬雄(監修)、『日本金融史資料 明治・大正編 第 8 卷 日本銀行半季報告(上)』、日本銀行調査局編、大蔵省印刷局、1956 年
- 徳賀芳弘、「引当金の認識と評価に関する一考察」、IMES Discussion Paper No.2003-J-17、日本銀行金融研究所、2003 年
- 日本銀行企画室、「日本銀行の対政府取引について」、日本銀行、2004 年 a
、「日本銀行の政策・業務とバランスシート」、『日本銀行調査季報』秋号、日本銀行、2004 年 b
- 日本銀行金融研究所(編)、「新しい日本銀行 その機能と業務(増補版)」、有斐閣、2004 年
- 日本公認会計士協会、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」、監査第一委員会報告第 42 号、1982 年
、「公会計原則(試案)」、2002 年
、「公会計概念フレームワーク：公共部門の財務情報の作成・報告及び予算編成にかかる概念的基礎」、2003 年
- 原田晃治、「株式交換等に係る平成 11 年改正商法の解説(下)」、『商事法務』No.1538、商事法務研究会、1999 年
- 福井俊彦、「金融政策運営の課題」、2003 年度日本金融学会春季大会における講演要旨、日本銀行、2003 年 6 月
- 筆谷 勇・金子邦博・大貫一、「公会計原論 21 世紀の新しい公会計を学ぶ」、東京リーガルマインド、2004 年
- 古市峰子、「現金、金銭に関する法の一考察」、『金融研究』第 14 卷第 4 号、日本銀行金融研究所、1995 年
、「国際会計士連盟による国際公会計基準(IPSAS)の策定プロジェクトについて」、『金融研究』第 22 卷第 1 号、日本銀行金融研究所、2003 年
、「非営利法人による財務報告の特徴：財務・ガバナンス構造との関連性を中心」、『金融研究』第 23 卷第 2 号、日本銀行金融研究所、2004 年
- メルツァー、アラン・H、「ゼロ・インフレ下の金融政策について 金融政策への疑問・批判にどう答えるか：コメント」、『金融研究』第 18 卷第 5 号、日本銀行金融研究所、1999 年
- 宮田慶一、「政策評価と公会計改革のあり方」、『金融研究』第 20 卷第 1 号、日本銀行金融研究所、2001 年

- 山口 泰、「JCIF 国際金融セミナー講演」、日本銀行、2001 年 10 月 a
 、「日本経済と金融政策」、日本総合研究所経済講演会における講演、日本銀行、
 2001 年 11 月 b
 、「未踏の領域における中央銀行」、外国特派員協会における講演（邦訳）、日
 本銀行、2002 年 7 月
- 山下寿文、「偶発事象会計論」、白桃書房、2002 年
- 山本 清、「公会計 諸外国の動向とわが国へのインプリケーション」、IMES
 Discussion Paper Series No.99-J-23、日本銀行金融研究所、1999 年
- 渡辺 努・岩村充、「新しい物価理論」、一橋大学経済研究叢書 52、岩波書店、2004 年
- Bindseil, Ulrich, Andres Manzanares, and Benedict Weller, "The Role of Central
 Bank Capital Revisited," Working Paper Series No.392, European
 Central Bank, 2004.
- Blinder, S. Alan, *The Quiet Revolution: Central Banking Goes Modern*, Yale
 University Press, London: New Haven, 2004.
- Burgess, W. Randolph, *The Reserve Banks and the Money Market, Revised Ed.*,
 Harper & Brothers Publishers, 1936.
- Federal Accounting Standards Advisory Board (FASAB), "Statement of Federal
 Financial Accounting Concepts No.1: Objectives of Federal Financial
 Reporting," 1993. (藤井秀樹監訳、『GASB / FASAB 公会計の概念フレー
 ムワーク』、中央経済社、2003 年)
 , "Statement of Federal Financial Accounting Concepts No.2: Entity and
 Display," 1995. (藤井秀樹監訳、『GASB / FASAB 公会計の概念フレーム
 ワーク』、中央経済社、2003 年)
- Federal Reserve System (FRS), "Alternative Instruments for Open Market and
 Discount Window Operations," Board of Governors of the Federal
 Reserve System, 2002.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), "Statement of Financial Accounting
 Concepts No.1: Objectives of Financial Reporting by Business
 Enterprises," 1978. (平松一夫・広瀬義州訳、『FASB 財務会計の諸概念（増
 補版）』、中央経済社、2002 年)
 , "Statement of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial
 Statements," 1985. (平松一夫・広瀬義州訳、『FASB 財務会計の諸概念（増
 補版）』、中央経済社、2002 年)
- Fujiki, Hiroshi, Kunio Okina, and Shigenori Shiratsuka, "Comments on 'Price

- Stability and Japanese Monetary Policy'," *Monetary and Economic Studies*, Vol.22, No.3, Institute for Monetary and Economic Studies, Bank of Japan, Oct. 2004.
- Government Accounting Standards Board (GASB), "Concepts Statement No.1: Objectives of Financial Reporting," 1987. (藤井秀樹監訳、『GASB / FASAB 公会計の概念フレームワーク』、中央経済社、2003年)
- Hawkins, John, "Central bank balance sheets and fiscal operation," *New Horizons in Central Bank Risk Management*, Robert Pringle and Nick Carver, eds., Central Banking Publications, 2004.
- Hennessy, E., "The Governors, Directors and Management of the Bank of England," *The Bank of England 1694-1994*, R. Roberts and D. Lynaston, eds., Oxford Clarendon Press, 1995. (浜田康行・宮島茂紀・小平良一訳、『イングランド銀行の300年』、東洋経済新報社、1996年)
- Hetzel, Robert L., "The Case for a Monetary Rule in a Constitutional Democracy," *Economic Quarterly*, 83/2, Federal Reserve Bank of Richmond, Spring 1997.
- International Accounting Standards Committee (IASC), "Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements," 1989 (approved by International Accounting Standards Board in 2002). (日本公認会計士協会国際委員会訳、『国際会計基準書 2001』、同文館、2001年)
- , "International Accounting Standard No.37: Provision, Contingent Liabilities and Contingent Assets," 1998 (approved by International Accounting Standards Board in 2002). (日本公認会計士協会国際委員会訳、『国際会計基準書 2001』、同文館、2001年)
- International Accounting Standards Board (IASB), "International Accounting Standard No.39: Financial Instruments: Recognition and Measurement," 2004.
- International Monetary Fund (IMF), "Code of Good Practices on Transparency in Monetary and Financial Policies," 2000.
- Mackenzie, George A., and Peter Stella, "Quasi-Fiscal Operations of Public Financial Institutions," IMF Occasional Paper 142, International Monetary Fund, Oct. 1996.
- Meyer, Laurence H., "The politics of monetary policy--balancing independence and accountability," Remarks at the University of Wisconsin, Oct. 2000.

- Poole, William, "Fed Transparency: How, Not Whether," Luncheon Address before the Global Interdependence Center Federal Reserve Bank of Philadelphia, Aug. 2003.
- , "FOMC Transparency," Ozark Chapter of the Society of Federal Service Professionals Springfield, Oct. 2004.
- Pringle, R., "Central bank (in)solvency," *Central Banking*, vol.XIII, no.4, May 2003a .
- , "Why central banks need capital," *Central Banking* vol XIV, no.1, 2003b, pp.76-80.
- Robinson, D., and Peter Stella, "Amalgamating Central Bank and Fiscal Deficits," *How to Measure the Fiscal Deficit Analytical and Methodological Issues*, Mario I. Blejer and Adrienne Cheasty, eds., International Monetary Fund, 1993.
- Stella, Peter, "Do Central Banks Need Capital?" IMF Working Paper, July 1997.
- , "Central Bank Financial Strength, Transparency, and Policy Credibility," IMF Working Paper, 2002.
- Sullivan, Kenneth, ed., "Transparency in Central Bank Financial Statement Disclosure," IMF Working Paper, No.00/186, Nov. 2000.
- United States General Accounting Office (GAO), "Federal Reserve System: The Surplus Account," Report to Congressional Requesters (GAO-02-939), 2002.
- Vaez-Zadeh, Reza, "Implications and Remedies of Central Bank Losses," Evolving Role of Central Banks, P. Dowens and R. Vaez-Zadeh eds., IMF, 1991.

(参考資料1) 主要中央銀行の経理制度の概要

I. 日本銀行 (Bank of Japan)

1. 会計準則

中央銀行としての財務の健全性を踏まえつつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を尊重して会計処理を行う。<会計規程3条>

2. 公表している財務諸表等

公表している財務諸表等は次のとおり。

- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・剰余金処分表
- ・決算報告書

このほか、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、行政コスト計算書を公表している。

発行銀行券が負債の部に計上されており、キャッシュ・フローの概念が一般企業とは異なることを理由に、キャッシュ・フロー計算書は作成していない。

3. 金融資産

円貨建債券およびコマーシャル・ペーパー：

償却原価法¹により評価する。なお、資産担保証券について時価が著しく下落した場合には、減損処理を行う。

外貨建債券および外貨建投資信託：

時価評価のうえ、評価損益を当期損益に計上する。

株式：

取得原価で評価し、時価が著しく下落した場合には、減損処理を行う。

4. 引当金

貸借対照表に計上される引当金科目は次のとおり。

¹ 取得原価と額面金額との差額を、償還期限までの間、毎期均等に償却し、これに伴う損益を当期損益に計上する方法。

- ・貸倒引当金
 - 一般貸倒引当金(過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づいて計上<平成15年度の貸倒実績率はゼロ>)および特定貸倒引当金(特定の債権について政策委員会が必要と認める場合に、その決定を経て、別途の所要額を計上)
- ・退職給付引当金
 - 年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上する。
- ・債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金
 - 債券・外国為替等について、売買、保有等に伴い生じた収益金額が損失金額を超える部分の金額の全部または一部を、財務大臣の承認を受けて積み立てる。<日本銀行法施行令15条1項、日本銀行法施行規則9条-11条>
 - 債券・外国為替等にかかる損失金額を補てんする場合にのみ取り崩すことができる(財務大臣の承認を受けたときを除く)<日本銀行法施行令15条2項>
 - 積立て・取崩しにおいては、準備金の積立てとともに、自己資本比率²が10%程度となることを目途として、概ね上下2%の範囲となるよう運営する。また、積立て・取崩しの金額は、債券・外国為替等の売買、保有等に伴い生じた収益金額と損失金額の差額の50%相当額を目途として、自己資本比率の水準等を勘案して定める。<会計規程18条>
- ・株式取引損失引当金
 - 株式の時価の総額が簿価の総額を下回る場合に、その差額に対して計上する。<会計規程18条の2>

5. 資本

(1) 資本制度

資本金は1億円。政府からの出資の額は、5,500万円を下回ってはならない。<日本銀行法8条>

(2) 資本項目の構成

- ・資本金
- ・法定準備金
- ・特別準備金³

² 自己資本比率の計算式は次のとおり。

自己資本比率 = {資本金 + 法定準備金 + 特別準備金 + 貸倒引当金(特定貸倒引当金を除く) + 債券取引損失引当金 + 外国為替等取引損失引当金} / 日本銀行券の期中平均発行残高

³ 戦後の金融機関再建整備促進のため、大蔵大臣命令により他の金融機関とともに昭和20年上期

- ・当期剰余金

6 . 剰余金処分ルール

(1) 内部留保の積立て

当期剰余金（純利益）の5%相当額を、準備金として積み立てる。<日本銀行法53条1項>

- 特に必要があると認めるときは、財務大臣の認可を受けて、5%を超えて準備金を積み立てることができる<日本銀行法53条2項>

準備金は、日本銀行において生じた損失の補てんまたは出資者に対する配当に充てる場合を除いて取り崩すことができない。<日本銀行法53条3項>

(2) 出資者への配当、国庫納付

当期剰余金から、財務大臣の認可を受けて、年5%を上限に、出資者に対して配当することができる。<日本銀行法53条4項>

当期剰余金から準備金積立て額および出資者への配当金を控除した残額を、国庫に納付する。<日本銀行法53条5項>

7 . その他の財務情報の開示

上記のほか、次のような財務情報を開示している。

【資産・負債項目】

- ・運用資産（円貨資産<長期国債、短期国債、買入手形等>、外貨資産）の平残および利回りの推移
- ・貸出金および貸倒引当金の内訳別残高の推移
- ・国債、株式および資産担保証券の簿価、時価および評価損益
- ・自己資本（引当金勘定、資本勘定）残高および自己資本比率の推移

【損益項目】

- ・長期国債関係損益（売却損益、償還損益、償却）の推移
- ・外国為替関係損益（売買損益、為替換算差損益）の推移
- ・株式運用損益（配当金、減損、売却損益）の推移
- ・経常収入（円貨資産<長期国債、短期国債、買入手形等>、外貨資産）の推移

から昭和24年上期までの間支払停止した配当金の相当額を「日本銀行法の一部を改正する等の法律」（昭和22年法律第46号附則）の規定により積み立てた準備金をいう。

- ・業務分野（発券関係業務、金融政策関係業務、金融システム関係業務、決済システム関係業務および国庫・国債・その他政府関係業務）別経費

II . ニューヨーク連邦準備銀行 (Federal Reserve Bank of New York)

1 . 会計準則

連邦準備制度理事会が、中央銀行の特性から適當と考えられる会計準則(Financial Accounting Manual for Federal Reserve Banks)を定めており、連邦準備銀行は、当該会計準則に従った会計方針・慣行を採用し、適用している。

- 全ての有価証券について償却原価法を採用していること、キャッシュフロー計算書を作成していないこと等を除き、連邦準備制度理事会の会計準則と米国GAAP⁴との間には、大きな違いはないといわれる。

2 . 公表している財務諸表等

公表している財務諸表等は次のとおり。

- ・貸借対照表(statements of condition)
- ・損益計算書(statements of income)
 - 剰余金処分に関する情報が含まれている。
- ・資本勘定変動表(statements of changes in capital)

連邦準備銀行の資産の流動性やキャッシュポジションは財務諸表の利用者の主たる関心事項ではないことを理由に、キャッシュフロー計算書は作成していない。

3 . 金融資産

米国国債、政府機関債および外貨建投資(U.S. government and federal agency securities and investments denominated in foreign currencies) :

償却原価法により評価する。

4 . 引当金

貸倒引当金は、貸出金が回収不能とみなされる場合に積み立てる。

- 現在（2003年12月末）貸出金は全額回収可能とみなされ、担保により保全されているとして、貸倒引当金の積立ては行われていない。

⁴ 一般に認められた会計原則(generally accepted accounting principles : GAAP)。

5 . 資本

(1) 資本制度

資本金は 20 億米ドル（2003 年 12 月末現在）。連邦準備制度加盟銀行（すべての国法銀行および制度加盟州法銀行。以下「加盟銀行」）が出資者となる。

加盟銀行は、各自の払込資本金（paid-up capital stock）および準備金（surplus）の合計額の 6% 相当額を、連邦準備銀行の資本金として払い込む。<連邦準備法 2 条 3 項、5 条 1 項、9 条 1 項>

- 加盟銀行の資本金および準備金の額が変動した場合には、それに合わせて、当該加盟銀行の割当資本金額も変動する。
- 実際に払込みをするのは割当資本金額の半額のみであり、残額については連邦準備銀行の請求に応じて払込みの義務を負うにとどまる。

(2) 資本項目の構成

- ・ 資本金(capital paid-in)
- ・ 準備金(surplus)

6 . 剰余金処分ルール

(1) 内部留保の積立て

連邦準備銀行は、当期剰余金から、払込済資本金と等しい額になるまで、準備金（surplus）を積み立てる。

(2) 出資者への配当、国庫納付

連邦準備銀行は、当期剰余金から、出資者である加盟銀行に対して、各加盟銀行の払込済資本金額の 6% 相当額を、配当として支払う。<連邦準備法 7 条(a)(1)>

連邦準備銀行は、当期剰余金から準備金の積立て額および出資者への配当金を控除した残額を、国庫に納付する。

7 . その他の財務情報の開示

上記のほか、次のような財務情報を開示している。

【資産・負債項目】

- ・ 米国国債、買現先勘定および売現先勘定の残存期間別残高
- ・ 外貨建投資の通貨（ユーロ、日本円）・保有形態（預金、国債）別残高および残存期間別残高

III . イングランド銀行 (Bank of England)

1 . 会計準則

【発行部】⁵

1928年通貨・銀行券法および1968年国家貸付法の規定に従う。

【銀行部】

銀行に関する会社法の規定に従い、原則として英国の会計基準および英國銀行協会により推奨される会計慣行に拠るが、中央銀行業務の観点から適当と考えられる限度において、独自の取扱いを行う。

2 . 公表している財務諸表等

公表している財務諸表等は次のとおり。

【発行部】

- ・貸借対照表(statement of balances)
- ・損益計算書(account for the period)

【銀行部】

- ・貸借対照表(balance sheet)
- ・損益計算書(profit and loss account)
 - 剰余金処分に関する情報が含まれている。
- ・キャッシュフロー計算書(cash flow statement)
 - 企業会計基準に基づいて作成。ただし、同基準に基づくキャッシュの定義はイ
ングランド銀行にとって妥当しない面があるとして、短期金融市場向け貸出金、
政府短期証券への投資等を含む流動性ポジションをあわせて開示している。
- ・総認識利得損失計算書(statement of total recognised gains and losses)
 - 実現損益と未実現損益の合計額を表示する。

3 . 金融資産

【発行部】

有価証券(securities)：時価評価のうえ、評価益の場合には当期の収益に計上し、評
価損の場合には国庫(National Loans Fund)から補填を受ける。

⁵ イングランド銀行は、会計処理上、銀行券発行業務を行う発行部(Issue Department)と、それ以外の中央銀行業務を行う銀行部(Banking Department)とに区分される。<1844年銀行条例1条>

【銀行部】

ポンド建債券(sterling debt securities)：償却原価法により評価する。

外貨建証券(non-sterling securities)中、

投資証券(investment securities)に区分される場合：

償却原価法により評価する。なお、為替差益は、貸借対照表上の再評価勘定に計上し、為替差損は当期損失に計上する。

売買目的(available for active management)に区分される場合：

時価評価のうえ、評価損益（為替差損益を含む）は当期損益に計上する。

4 . 引当金

【発行部】

なし

【銀行部】

退職後給付引当金(provisions for post-retirement benefits)(貸借対照表上は、その他債務(all other liabilities)に含まれ、注記において内訳開示)⁶。

貸倒引当金(provisions for bad and doubtful debts)

- 貸出ポートフォリオや先行きの経済動向に内在するリスクを担保する一般貸倒引当金(general provisions)と、貸出の回収が非常に懸念される特定の債権について貸出金額と担保保全等による回収可能部分との差額を計上する特定貸倒引当金(specific provisions)がある。
- 最後の貸手(lender of last resort)機能の円滑な実施のため、特別融資実施の事実は危機状態を脱するまで開示しない、貸出金、貸倒引当金その他の財務諸表の構成要素に関する詳細な開示が制限される、といったディスクロージャー上の制約があるとされる。

5 . 資本

(1) 資本制度

【発行部】

なし

⁶ その他、職員を解雇するに当たって追加的な年金給付を与える場合に積み立てる解雇引当金(redundancy provisions)がある。

【銀行部】

資本金は 1,455 万ポンド (2004 年 2 月末現在)。国が全額保有する⁷。< 1946 年イングランド銀行法 1 条 1 項 >

(2) 資本項目の構成

【発行部】

なし

【銀行部】

- ・ 資本金(capital)
- ・ 再評価勘定 (revaluation reserves)
 - 不動産にかかる評価差益および為替差益⁸を計上する。
- ・ 累積剰余金 (profit and loss account)

6 . 剰余金処分ルール

(1) 内部留保の積立て

【発券部】

なし

【銀行部】

銀行部の当期剰余金のうち、国庫納付金および租税を控除した残額を内部留保する。

(2) 出資者への配当、国庫納付

【発行部】

当期剰余金は全て国庫 (National Loans Fund) に納付される。< 1928 年通貨および銀行券法 6 条 >

【銀行部】

前年度剰余金の 25% またはその都度イングランド銀行と財務省が合意する金額を、国庫に納付する。< 1946 年イングランド銀行法 1 条 4 項、 1998 年イングランド銀行法 8 条 1 項 >

⁷ 当初は株式会社として設立されたが、 1946 年に国有化された。

⁸ 投資証券に区分される外貨建て証券にかかる為替差益に限る。

7 . その他の財務情報の開示（銀行部）

上記のほか、次のような財務情報を開示している。

【資産・負債項目】

- ・金融資産、金融負債およびデリバティブズの簿価・時価情報
- ・デリバティブズの残存期間別想定元本額(notional principal amounts)、再調達費用(replacement cost)
- ・ヘッジ商品（為替スワップ、金利スワップ等）の未認識損益(unrecognised gains and losses)
- ・銀行、短期金融市場等向け貸出金の残存期間別残高
- ・リスク管理情報
 - リスク管理政策
 - 金利リスク情報（全資産・負債およびオフバランス項目の種類・残存期間別残高）
 - 為替リスク情報（外貨建資産・負債およびオフバランス項目の種類・通貨別残高）
 - 市場リスク情報（能動的に管理されているポートフォリオに関する VaR 値）

IV . 欧州中央銀行 (European Central Bank)

1 . 会計準則

欧洲中央銀行が、欧洲中央銀行およびユーロ導入国中央銀行の会計に関する準則(guideline of the European Central Bank of 5 December 2002 on the legal framework for accounting and financial reporting in the European System of Central Banks)を定めている。
<欧洲中央銀行制度および欧洲中央銀行に関する定款(Statute of the European System of Central Banks and of the European Central Bank) 26条>

- 原則として国際的に認められた会計慣行(internationally accepted accounting practice)に従うが、中央銀行業務の特性から適切と考えられる場合には、独自の取扱いを行う。

2 . 公表している財務諸表等

公表している財務諸表等は次のとおり。

- ・貸借対照表(balance sheet)
- ・損益計算書(profit and loss account)
- ・ユーロシステム（欧洲中央銀行およびユーロ導入国中央銀行）の連結貸借対照表(consolidated balance sheet of the Eurosystem)

- 注記において剰余金処分に関する情報が開示されている。

欧洲中央銀行の中央銀行としての役割を考慮すると、キャッシュフロー計算書は財務諸表の利用者に対して追加的に有用な情報を提供しないとして、キャッシュフロー計算書は公表していない。

3 . 金融資産

金(gold)、外貨資産(on-balance sheet and off-balance sheet assets denominated in foreign currency)および市場性有価証券その他の金融資産(marketable securities and similar assets)：

時価評価のうえ、評価差益は、貸借対照表上の再評価勘定に直接計上する。一方、評価差損は、まず再評価勘定の取崩しにより処理し、それを超過する場合には、当期損失に計上する。

- 欧州中央銀行が負う為替リスクをより保守的に経理する観点から、評価損益について一般的の資本全部直入法⁹とは異なる会計処理を行っているほか、異なる資産間での評価損益の通算を行っていない¹⁰。

4 . 引当金

貸借対照表上は、引当金(provisions)として一括計上され、注記において次の科目が内訳として開示されている。

- ・外国為替等引当金(provisions for exchange and price risks)
 - 欧州中央銀行が負う為替リスク・金利リスクへの備えとして積立て(2000年以降)。その金額および継続要件は、将来の為替リスク・金利リスクのエクスポージャーに関する欧洲中央銀行の評価に基づいて、毎年見直される。
- ・年金引当金(provisions relating to pensions)
- ・物品等支出引当金(provisions relating to expenditure on goods and services)
- ・原状回復引当金(provision against the contractual obligation of the ECB to restore its current premise to their original condition)¹¹

⁹ 売却可能金融資産の時価評価において生じた評価損益（評価差益および評価差損の双方）を、資本の部に直接計上する方法。

¹⁰ 評価差損の再評価勘定との相殺は、証券については同一銘柄、外国為替については同一通貨のみを対象とする。

¹¹ 欧州中央銀行が現在所在している仮敷地を引き払う際に生じる原状回復義務にかかる引当金をいう。

5 . 資本

(1) 資本制度¹²

割当資本(subscribed capital)は 55.65 億ユーロ。うち払込済資本(paid-up capital)は 40.89 億ユーロ(2004 年 5 月現在)。EU 加盟国中央銀行が出資者となる。

EU 加盟国中央銀行は、人口および GDP に基づいて算出される各国の資本割当比率(capital key)に基づいて出資を行う。< 欧州中央銀行制度および欧州中央銀行に関する定款 29 条 >。

- 割当資本は、当初 50 億ユーロ。2000 年に、割当資本の上限額が 100 億ユーロに引き上げられた。< 欧州中央銀行制度および欧州中央銀行に関する定款 28 条(1) >
- ユーロ導入国中央銀行は、割当資本全額の払込みを行う必要がある。一方、非ユーロ導入国中央銀行は、割当資本の 7% 相当額についてのみ払込み義務を負う。

(2) 資本項目の構成

- ・ 資本金(capital)
- ・ 準備金(reserves)
- ・ 再評価勘定(revaluation accounts)
 - 金、外貨資産および市場性有価証券等の時価評価に伴う評価益を計上。
- ・ 当期剰余金(profit for the year)

6 . 剰余金処分ルール

(1) 内部留保の積立て

当期剰余金の 20% を上限に、資本金の額と等しくなるまで、準備金勘定に積み立てる。< 欧州中央銀行制度および欧州中央銀行に関する定款 33 条 1 項(a) >

- 欧州中央銀行に純損失が発生した場合、一般準備金勘定の取崩しによって処理し、さらに必要なときは、政策理事会(Governing Council)の決定によって、当期のユーロ導入国中央銀行の通貨収入(monetary income)をもって相殺する¹³。< 欧州中央銀

¹² 2004 年 5 月の EU 拡大に際して、次の 2 点が変更された。

新規 EU 加盟国中央銀行が欧州中央銀行制度に参加する場合には、欧州中央銀行の割当資本額が自動的に増加することとされた。< 欧州中央銀行制度および欧州中央銀行に関する定款 49 条 3 項 >

非ユーロ導入国中央銀行の必要払込額が、当初の割当資本の 5% 相当額から 7% 相当額に引き上げられた。

¹³ ユーロの通貨収入(通貨発行益)は、一旦合算されたうえ、欧州中央銀行への出資割合に応じて、ユーロ導入国中央銀行に分配される(欧州中央銀行の損益には反映されない)。ただし、ユーロ発行銀行券の 8% 相当額については、欧州中央銀行発行分とみなされ、これに関する通貨収入は、一旦欧州中央銀行の収益として計上されたうえ、欧州中央銀行に純利益がある場合に、各國中央銀行に分配される。

行制度および欧州中央銀行に関する定款 33 条 2 項 >

(2) 出資者への配当、国庫納付

当期剰余金から準備金の積立て額を控除した残額を、各国の出資割合に応じて、出資者であるユーロ導入国中央銀行に分配する¹⁴。

ユーロ導入国中央銀行に分配された資金の国庫納付の方法は、各国の法令の規定に従う。

7 . その他の財務情報の開示

上記のほか、次のような財務情報を開示している。

【資産・負債項目】

- ・外貨建資産の保有形態別（当座預金、証券等）残高
- ・再評価勘定(revaluation accounts)の資産（金、外貨資産および有価証券）別残高

【損益項目】

- ・外貨準備からの利子収入の保有形態（当座預金、証券等）別内訳
- ・財務活動からの実現損益の要因（証券価格変動または為替変動）別内訳
- ・金融資産の評価減の要因（証券価格下落または為替差損）別内訳

【その他】

- ・EU 加盟各國中央銀行の割当資本額および払込済資本額

V . ブンデスバンク (Deutsche Bundesbank)

1 . 会計準則

欧州中央銀行の会計準則を、ブンデスバンクの会計準則として採用している。<ブンデスバンク法 26 条 2 項 >

2 . 公表している財務諸表等

公表している財務諸表等は次のとおり。

- ・貸借対照表(balance sheet)
 - 注記において剰余金処分に関する情報が開示されている。
- ・損益計算書(profit and loss account)

¹⁴ 非ユーロ導入国中央銀行は、分配の対象外。一方、欧州中央銀行に純損失が発生した場合のロス・シェアリングの対象ともならない。

キャッシュ・フロー計算書は作成していない。

3 . 金融資産

金(gold)、外貨資産(foreign currency instruments)および有価証券その他の金融資産(securities and financial instruments)：

時価評価のうえ、評価差益は、貸借対照表上の再評価勘定に直接計上する。一方、評価差損は、まず再評価勘定の取崩しにより処理し、それを超過する場合には、当期損失に計上する¹⁵。

4 . 引当金

貸借対照表上は、引当金(provisions)として一括計上され、注記において次の科目が内訳として開示されている。

- ・一般引当金(provision for general risks)
 - ブンデスバンクが負う為替リスクへの備えとして積立て。
- ・年金引当金(provision for pension commitments)
- ・非常勤勤務引当金(provision for pre-retirement part-time work)
- ・リストラクチャリング引当金(provision for staff restructuring schemes)
- ・その他引当金(provision for others)

5 . 資本

(1) 資本制度

資本金は25億ユーロ。国が全額保有する。<ブンデスバンク法2条>

(2) 資本項目の構成

- ・資本金(capital)
- ・法定準備金(statutory reserves)
- ・再評価勘定(revaluation accounts)
 - 金、外貨資産および市場性有価証券等の時価評価に伴う評価益を計上。
- ・当期剰余金(profit for the year)

¹⁵ 評価損の再評価勘定との相殺は、証券については同一銘柄、外国為替については同一通貨のみを対象とする。

6 . 剰余金処分ルール

(1) 内部留保の積立て

当期剰余金の 20% (2.5 億ユーロを下限とする) を、25 億ユーロ (資本金と同額) に達するまで、準備金勘定に積み立てる。< ブンデス銀行法 27 条 1 項 >

法定準備金は、資産の減価または損失の補てんのためにのみ使用することができる
< ブンデス銀行法 27 条 1 項 >

(2) 出資者への配当、国庫納付

当期剰余金から準備金の積立て額を控除した残額を、国庫に納付する。< ブンデス銀行法 27 条 2 項 >

7 . その他の財務情報の開示

上記のほか、次のような財務情報を開示している。

【資産・負債項目】

- ・外貨建資産の保有形態（当座預金、証券等）別残高
 - 外貨資産全体の通貨別構成比率をあわせて開示。
- ・再評価勘定(revaluation accounts)の資産（金、外貨資産および有価証券）別残高

【損益項目】

- ・利子収入・支出の通貨（ユーロ建、外貨建）別・保有形態別（当座預金、証券等）内訳
- ・手数料収入・支出の内訳

VI . ニュージーランド準備銀行 (Reserve Bank of New Zealand)

1 . 会計準則

ニュージーランド GAAP に従う。

2 . 公表している財務諸表等

公表している財務諸表等は次のとおり。

- ・貸借対照表(statement of financial position)
 - 注記において剰余金処分に関する情報が開示されている。
- ・損益計算書(statement of financial performance)
- ・持分変動計算書(statement of movements in equity)

- ・キャッシュフロー計算書(statement of cash flows)
 - キャッシュを「2営業日以内に換金可能な金融資産であって、日々の資金管理に用いられているもの」と定義している。
- ・サービス・コスト計算書(statement of cost of services)
 - 機能（金融政策の企画、市場操作、金融システム監督、発券業務等）ごとに、収益、費用および純損益の実績値ならびに実績値と予算との対応関係を表示する。

3 . 金融資産

外貨建市場性有価証券(foreign currency marketable securities)：
時価評価のうえ、評価損益は当期損益に計上する。

ニュージーランド国債(investment portfolio – New Zealand government securities)：
償却原価法により評価する。

4 . 引当金

国庫納付金勘定(provision for transfer of surplus to government)

- 当期の国庫納付金を実際の納付日まで仮置きする勘定。

リストラクチャリング引当金(provision for restructuring)（貸借対照表上は、雑債務(miscellaneous liabilities)に含まれ、注記において内訳開示）

5 . 資本

(1) 資本制度

国有。資本金は有していない。

(2) 資本項目の構成

- 貸借対照表上は、資本勘定(equity)として一括計上され、注記において内訳開示。
- ・不動産再評価勘定(properties revaluation reserve)
 - 不動産にかかる評価益を計上する。
 - ・美術品等再評価勘定(currency and artwork collections and archives revaluation reserve)
 - 美術品等にかかる評価益を計上する。
 - ・内部留保積立金(retained earnings)
 - 2004年7月1日、為替介入に関するニュージーランド準備銀行の権限拡大に伴い、政府から10億ニュージーランドドルの資金供給(additional capital)を受けている（当該資金は、資本勘定に計上のうえ、ニュージーランド国債に投資）。

6 . 剰余金処分ルール

(1) 内部留保の積立て

収益のうち操業コストの支払いに充てることのできる金額(想定コスト)は、ニュージーランド準備銀行と政府（財務省）との資金協定(funding agreement)（期間5年）により定められる。<ニュージーランド準備銀行法159-160条>

実際の支出が想定コストを下回る場合には、余剰額を内部留保として資本勘定に積み立てることができる。一方、実際の支出が想定コストを超過した場合には、過去の内部留保を取り崩して当該超過額をカバーすることとなる。<ニュージーランド準備銀行法162条1項、2項>

(2) 出資者への配当、国庫納付

粗利益から資金協定により定められる想定コスト等を控除した金額（想定剰余金）中から、財務大臣が決定した金額を、国庫に納付する。財務大臣は、当該決定において、ニュージーランド準備銀行の必要資本、同銀行の意見等を考慮する。<ニュージーランド準備銀行法158条、162条3項・4項>

7 . その他の財務情報の開示

上記のほか、次のような財務情報を開示している。

【資産・負債項目】

- ・デリバティブ商品（金利先物、金利スワップおよび為替先渡）の簿価および想定元本
- ・無担保負債の残存期間別残高・平均利子率
- ・調達資金の集中度（全負債の通貨＜自国通貨建・外貨建＞・調達手段＜預金、借入、売現先等＞別残高）
- ・リスク管理情報
 - リスク管理政策
 - 信用リスク情報（対象先＜自国政府、外国政府、外国銀行等＞別信用供与残高、金融資産の通貨＜自国通貨建・外貨建＞・種類＜市場性有価証券、買現先等＞・信用格付別残高）
 - 金利リスク情報（金融資産・負債の通貨＜自国通貨建・外貨建＞・種類＜市場性有価証券、現先、借入等＞・残存期間別残高および平均利子率）¹⁶
 - 為替リスク情報（外貨建金融資産・負債の通貨＜米ドル、ユーロ、その他＞・種類＜市場性有価証券、現先、借入等＞別残高）

¹⁶ 自国通貨建投資資産（国債）の金利リスクについては、能動的（active）なリスク管理を行うために金融政策スタンスと矛盾する取引が必要となる可能性があること、統合政府で考えれば、金利リスクはなくなることから、当該リスクの管理は行っていない。

- 市場リスク情報(外貨建資産の金利リスクおよび為替リスク <金融政策目的から生じる為替リスクを除く> から生じる損失許容額および当該リスクに対するVaR限度額・実績値)

【損益項目】

- ・金融資産・負債からの利子収入・支出の内訳
- ・金融資産・負債の価格変動に伴う実現損益または未実現損益
- ・外国為替再評価に伴う純損益

VII . カナダ銀行 (Bank of Canada)

1 . 会計準則

カナダ GAAP に従う。

2 . 公表している財務諸表等

公表している財務諸表等は次のとおり。

- ・貸借対照表(balance sheet)
- ・損益計算書(statement of revenue and expense)
 - 剰余金処分に関する情報が含まれている。

カナダ銀行の資産の流動性およびキャッシュ・ポジションは財務諸表の利用者の主要な関心事項ではないことを理由に、キャッシュフロー計算書を作成していない。

3 . 金融資産

カナダ国債その他の投資勘定(investments)：償却原価法により評価する。

4 . 引当金

リストラクチャリング引当金(restructuring provisions)（貸借対照表上は、その他債務(all other liabilities)に含まれ、注記において内訳開示）

5 . 資本

(1) 資本制度

資本金は、500万加ドル。国が全額保有する。<カナダ銀行法 17条2項>

- 取締役会(Board of Directors)の決議に従い、総督(Governor in Council)および議会(Parliament)の承認を得て、隨時増額することができる。<法17条1項>

(2) 資本項目の構成

- ・資本金(share capital)
- ・法定準備金(statutory reserve)

6. 剰余金処分ルール

(1) 内部留保の積立て

資本金の5倍に相当する額まで法定準備金を積み立てる。<カナダ銀行法27条>

法定準備金は、1955年に法定上限額(2,500万加ドル)に到達し、現在に至るまで、同金額を保持している。

(2) 出資者への配当、国庫納付

今日では、法定準備金を上限まで保有しているため、当期剰余金を全て国庫納付している。

7. その他の財務情報の開示

上記のほか、次のような財務情報を開示している。

【資産・負債項目】

- ・保有有価証券の残存期間別の償却後原価、時価および平均利回り

【損益項目】

- ・業務分野（金融政策、発券、金融システム、資金管理および国債）別費用

(参考資料2) 主要中央銀行の経理制度(比較表)

	日本銀行	ニューヨーク連邦 準備銀行	イギランド銀行	欧洲中央銀行	ブンデスバンク	ニュージーランド 準備銀行	カナダ銀行
公表している財務 諸表等	<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・剩余金処分表 ・決算報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 <ul style="list-style-type: none"> - 剩余金処分に関する情報が含まれている。 ・資本勘定変動表 	<p>【発行部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 <p>【銀行部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 <ul style="list-style-type: none"> - 剩余金処分に関する情報が含まれている。 ・キャッシュフロー計算書 ・総認識利得損失計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・ユーロシステムの連結貸借対照表 <ul style="list-style-type: none"> - 注記において剩余金処分に関する情報が開示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・注記において剩余金処分に関する情報が開示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・持分変動計算書 ・キャッシュフロー計算書 ・サービス・コスト計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 <ul style="list-style-type: none"> - 剩余金処分に関する情報が含まれている。

	日本銀行	ニューヨーク連邦 準備銀行	イングランド銀行	欧洲中央銀行	ブンデスバンク	ニュージーランド 準備銀行	カナダ銀行
金融資産	円貨建債券および コマーシャル・ペーパー： 償却原価法 + 資産 担保証券について は減損処理 外貨建債券および 外貨建て投資信託： 時価評価 + 評価 損益は当期損益に 計上 株式： 取得原価評価 + 減損処理	米国国債、政府機 関債および外貨建投 資： 償却原価法	【発行部】 有価証券： 時価評価 + 評価 益は、当期収益に計 上。評価損の場合に は国庫から補填を 受ける。 【銀行部】 ポンド建債券： 償 却原価法 外貨建証券中、 投資目的： 償却原価法 + 為 替差益は、貸借対照 表上の再評価勘定 に直接計上。為替差 損は、当期損失に計 上 売買目的： 時価評価 + 評価 損益(為替差損益を 含む)は当期損益に 計上	金、外貨資産およ び市場性有価証券 その他の金融資産： 時価評価 + 評価 差益は、貸借対照表 上の再評価勘定に 直接計上。評価差損 は、再評価勘定の 取崩しにより処理 し、超過部分は、 当期損失に計上	同左	外貨建市場性有価 証券： 時価評価 + 評価 損益は当期損益に 計上 ニュージーランド 国債： 償却原価法	カナダ国債その他の の投資勘定： 償却原価法
引当金¹	・債券取引損失引当金 ・外国為替等取引損失 引当金 ・株式取引損失引当金	-	-	・外国為替等引当金 - 為替リスク・金 利リスクへの備 え	・一般引当金 - 為替リスクへの 備え	-	-

¹ 貸倒引当金、退職給付引当金等を除く。

		日本銀行	ニューヨーク連邦準備銀行	イングランド銀行	欧洲中央銀行	ブンデスバンク	ニュージーランド準備銀行	カナダ銀行
資本	資本制度	資本金 1億円（政府からの出資額が5,500万円を下回ってはならない）	連邦準備制度加盟銀行が出資者となり、各自の払込資本金および準備金の合計額の6%相当額を出資	【発行部】 なし（国庫の一部） 【銀行部】 国有	EU 加盟国中央銀行が出資者となり、資本割当比率に基づいて出資	資本金25億ユーロ（国有）	国有であり、資本金を有していない	資本金500万加ドル（国有）
	資本項目の構成	・資本金 ・法定準備金 ・特別準備金 ・当期剰余金	・資本金 ・準備金	【発行部】 なし 【銀行部】 ・資本金 ・再評価勘定 ・累積剰余金	・資本金 ・準備金 ・再評価勘定 ・当期剰余金	・資本金 ・法定準備金 ・再評価勘定 ・当期剰余金	・不動産再評価勘定 ・美術品等再評価勘定 ・内部留保積立金 - 2004年7月、為替介入に関する権限拡大に伴い、政府から10億ニュージーランド・ドルの資金供給（additional capital）を受けている。	・資本金 ・法定準備金

		日本銀行	ニューヨーク連邦 準備銀行	イングランド銀行	欧洲中央銀行	ブンデスバンク	ニュージーランド 準備銀行	カナダ銀行
剰余金 処分 ルール	内部 留保の 積立て	当期剰余金（純利益）の 5%を準備金に積立て - 特に必要があると認めるときは、財務大臣の認可を受けて、5%超を積立て可能	払込済資本金と同額に達するまで、準備金に積立て	【発行部】なし 【銀行部】当期剰余金から国庫納付金および租税を控除した残額を内部留保	当期剰余金の 20%を上限に、資本金と同額に達するまで、準備金に積立て	当期剰余金の 20%（2.5 億ユーロが下限）を、資本金と同額に達するまで、準備金に積立て	実際の支出が財務省との資金協定により定められる金額を下回る場合には、余剰額を内部留保。一方、超過する場合には、過去の内部留保の取崩しにより処理	資本金の 5 倍に達するまで、準備金に積立て(1955 年に上限額まで積立て済み。以後同金額を保持)
	出資者 への 配当等	5%を上限に配当（財務大臣の認可必要）	出資者である連邦準備制度加盟銀行に対して、各々の払込済資本金の 6%を配当	(国有)	当期剰余金から準備金を控除した残額を、出資者であるユーロ導入国中央銀行に分配	(国有)	(資本金なし)	(国有)
	国庫 納付	当期剰余金から準備金・配当金を控除した残額を国庫納付	当期剰余金から準備金・配当金を控除した残額を国庫納付	【発行部】利益全額を国庫納付 【銀行部】前年度剰余金の 25%またはその都度イングランド銀行と財務省が合意する金額を国庫納付	分配された資金は、各国中央銀行が当該国の法令に従って国庫納付	当期剰余金から準備金を控除した残額を国庫納付	財務省との資金協定により定められる金額を国庫納付	1955 年以降、当期剰余金を全額国庫納付